

令和8年第2回葛城市議会定例会会議録（第3日目）

1. 開会及び散会 令和8年6月17日 午前10時10分 開会
午後 3時41分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員13名

1番 福 本 善 之	2番 木 村 公
3番 靄 本 義 明	4番 速 水 一 生
5番 西 川 善 浩	6番 杉 本 訓 規
7番 梨 本 洪 珪	8番 吉 村 始
9番 奥 本 佳 史	10番 谷 原 一 安
11番 川 村 優 子	12番 増 田 順 弘
13番 藤井本 浩	

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	阿 古 和 彦	副 市 長	東 錦 也
教 育 長	椿 本 剛 也	企 画 部 長	林 本 裕 明
総 務 部 長	吉 田 和 裕	財 務 部 長	堀 川 雅 樹
市民生活部長	葛 本 章 子	都市整備部長	倉 田 主 税
産業観光部長	植 田 和 明	保健福祉部長	山 岡 邦 啓
こども未来創造部長	中 井 智 恵	教 育 部 長	勝 眞 由 美
教 育 部 理 事	西 川 賢	上下水道部長	奥 田 雅 彦

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	西 川 勝 也	書 記	吉 村 浩 尚
書 記	神 橋 秀 幸	書 記	西 邨 さくら

6. 会議録署名議員 13番 藤井本 浩 1番 福 本 善 之

7. 議事日程

日程第1 一般質問

開 会 午前１０時１０分

増田議長 ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しておりますので、これより令和８年第２回葛城市議会定例会第３日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきを願います。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきを願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、ペーパーレス会議システム等で配付しているとおりでございます。

日程第１、昨日に引き続き一般質問を行います。

初めに、４番、速水一生議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

４番、速水一生議員。

速水議員 皆様、おはようございます。日本維新の会、速水一生です。ただいま議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。

私からは３問でございます。農業振興地域の整備に関する法律の改正に伴う今後の葛城市の対応についてと、ごみの分別と収集に関するバランスの調整について、そして、自転車の交通反則通告制度の導入に伴う自転車道の整備についてです。

なお、これよりは質問席にて行わせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

増田議長 速水議員。

速水議員 それでは、よろしくお願いいたします。

まず初めに、農業振興地域の整備に関する法律の改正に伴う今後の葛城市の対応についてお尋ねします。なお、今後は改正農振法と発言させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

令和６年６月に成立し、令和７年４月より改正農振法が施行されましたが、国民一人一人の食料安全保障の基本理念の中心ということで、食料安全保障を基本理念の柱と位置づけた上で、国全体としての食料確保に加え、国民一人一人の入手の観点を含めたものとして、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、国民一人一人がこれを入手できる状態を定義。食料の安定的な供給については、農業生産の増大を基本とし、安定的な輸入、備蓄の確保について新たな位置づけとあります。そして今回、質問の趣旨となる部分ですが、食料の安定的な供給に当たっては、農業生産の基盤等の食料供給能力の確保が重要である旨を位置づけとあります。すなわち食料安全保障の強化に向けて、農地制度の見直し、人と農地の確保ということです。

具体的な措置として、農地転用に係る手続の厳格化、農地権利取得の厳格化、そしてここです。農地の総量確保のための措置の強化、これは県の面積目標の達成に向けた措置及び農用地区域の変更に係る国の関係強化等とあります。農用地以外の際に県の面積目標に影響を及ぼすおそれがある場合には、代替の農用地を用意する等の措置（影響緩和措置）を講じる必要があります。シンプルに言いますと、各都道府県単位で、農用地を減らしたものは新たに農用地を増やさないということです。当然、耕作放棄地も含まれます。そして、農業振

興地域の設定は各都道府県で行われ、各区域と区分けに指定が設けられていないことから、市街化区域や工業区域、都市計画法でいう34条11号の規定に基づく、奈良県が指定した区域などと重なる部分もございます。よって、全てに適用されるということです。

ここで補足を入れますが、農業振興地域内の農用地は原則転用不許可です。農用地以外は、土地改良事業の対象となっていない小集団の生産力の低い農地や市街地にある農地などは許可、それ以外は原則不許可です。市街化区域の農地に関しては、届出で転用可能となっております。また、この影響緩和措置は各都道府県単位であり、県内各市町村で共有することが可能とのことです。あくまで現実的ではございませんが、葛城市が仮に10ヘクタールの農用地除外を行ったとして、他市町村に10ヘクタールの農地を編入すればオーケーとのことです。

そして、奈良県におきましては、令和7年、農用地除外が県の一般転用年間許容量31.5ヘクタールを下回ったことから、県の面積目標に影響を及ぼすおそれがないと判断されるため、令和8年度は影響緩和措置が原則不要となりますが、急激な減少や長期的な考えになりますと、奈良県の令和17年において確保すべき農用地が1万4,000ヘクタールと定められており、基準年の令和5年からの目標400ヘクタール減を使い切ってしまった時点で農用地除外をする場合は、原則100%の影響緩和措置が必要になります。こういった理由から、各市町村の申請順になるとのことです。

ここで頭の隅にでも置いてほしいことなのですが、この影響緩和措置、原則不要になる基準年からの400ヘクタールも奈良県各市町村で共有しているということです。1市町村で例えば多くを使ってしまいますと、他市町村が逆に使用できる部分が減ってしまう。そういった各市町村内の関係に影響を及ぼす可能性がある改正だということです。

ちなみに、一般転用年間許容31.5ヘクタールの比較対象として、屋敷山公園で約5個分、東京ドームで約6個分の広さです。当然のことながら、各市町村でも都市開発は行われております。本市でも総合計画や都市計画マスタープランにもあるとおり、人口維持や都市構想、まちづくりや重点地区の整備方針、工業ゾーンなど、大きな影響を及ぼすと思います。

令和7年の国勢調査人口速報集計では、奈良県で唯一、本市だけが人口増しており、全国1,719市町村で人口が増加してるのは、たった161市町村なんです。全体の9.4%の中の1市です。住みたいまち、住みよいまちとして、これまでの成果が現れてきているわけですが、ここで改めてお尋ねします。改正農振法の施行により、総合計画や都市計画マスタープランに影響を及ぼすと思われるところにつきまして、どうお考えなのでしょう。

増田議長 林本企画部長。

林本企画部長 おはようございます。企画部の林本でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

まず、総合計画につきましては、まちづくりの方向性や各分野での大きな目標を示す計画でございますので、今回の改正農振法の影響はないと考えております。

増田議長 倉田都市整備部長。

倉田都市整備部長 おはようございます。都市整備部の倉田でございます。よろしくお願いいたします。

す。

都市計画マスタープランについても、土地の使い方、道路や公園の配置など、計画的な市街地整備事業を定めるものでありますので、今回の改正農振法の影響はないと考えております。

増田議長 速水議員。

速水議員 両方に影響がないとお考えとのことですが、都市計画マスタープランの地域別構想の工業ゾーンにおける土地利用の推進及び企業の誘致の部分には既に影響が出ていると思われるのですが、今回の質問の意図から少し外れますので、置いておきます。そして工業ゾーンのこともそうですし、特に都市計画法34条11号の規定に基づく、奈良県が指定した区域では、葛城市の人口約3万5,000人維持や人口増にプラスの影響を及ぼしてきたと思われますが、行政も地域の方も努力して、住みたい、住みよいまちとして政策を進めてきたわけではないでしょうか。国の方向性も分かります。しかし、地方分権、地方自治の在り方として、地域の実情に合わせた政策を国の方向に合わせて、皆さんの努力に疑問符をつけるというのはいかなもののでしょうか。改正農振法について葛城市の率直な気持ちをお尋ねします。

増田議長 阿古市長。

阿古市長 どうもありがとうございます。改正農振法につきましては、食料安全保障のために必要な農地の総量確保のための措置の強化と認識をしております。日本は人口減の時代を迎えておりますが、現在の世界状況を見ますと、将来的には食料難の時代が来ることも予想されることから、農地は耕作できる状態でできる限り維持することが重要であると考えております。同時に、市民第一の住みよい葛城市のまちづくりのためには、農業以外の土地活用も大変重要であると考えております。影響緩和措置が必要となるなど大変厳しい改正となっております。農振農用地区域内の新村工業ゾーンのような企業誘致に関しましては、農水省に県とともに幾度となく足を運び、一定の条件を満たすと農用地除外における独自に考慮すべき事由として認められた除外につきましては、影響緩和措置は必要とならないとの認識に至ったところでございます。今後も、積極的に企業誘致に取り組んでいくとともに、引き続き、地域の実情に合わせた政策を進めてまいりたいと考えております。

増田議長 速水議員。

速水議員 では改めて、葛城市として、このたびの改正農振法について、国に対して新たに、例えば特例措置の規定を設けるなどの要望のご検討はございますでしょうか。

増田議長 阿古市長。

阿古市長 改正農振法に関する要望活動につきましては、国や県に対しましては、例えば、農振農用地区域内の新村工業ゾーンの企業誘致につきましては、独自に考慮すべき事由として認めていただけるように要望活動を行ってまいりました。また、葛城市の農振農用地全体といたしましては、葛城市独自の耕作放棄地対策に影響緩和措置に認めていただけるようにすることなど、何度も要望活動を行ってきたところでございます。今後も、この件に限らず、国や県に対しまして、市民第一の住みよいまちづくりのために、しっかりと要望活動を続けてまいりたいと考えております。

増田議長 速水議員。

速水議員 要望活動を幾度となく行われてきたということで、ぜひとも、しっかり市民の皆さんと向き合い、人口維持、人口増を目指す、そして昨日、西川議員の一般質問のご答弁で市長がおっしゃられた人口5万人チャレンジ、葛城市としても、是々非々の考え方で、引き続き、改正農振法に関する意思表示をご検討いただきたく存じます。また、議員各位におかれましても、市議会として、市と連携しまして、意見書についてのご協議の場をご一考賜りたく存じまして、最初の質問を終了いたします。

続きまして、2つ目、ごみの分別と収集に関するバランスの調整についてお尋ねします。

令和7年第4回葛城市定例会において、西川善浩議員がごみの収集回数について一般質問をされておりますが、私もかなり多くの皆様から、ペットボトルの回収が少ない。ペットボトルの回収を月2回にしてほしいというお声をいただいております。私自身も皆様の声を実感していきまして、毎月ペットボトルがたまりにたまっていきます。玄関にいつも70リッターのごみ袋、45リッター違います。もう一つ大きい75リッターのごみ袋にぱんぱんに詰まったものが毎月たまっている状態になっていきます。

さて、ここで本来でしたらデータを提示するところではございますが、詳細につきましては、西川議員がしっかりと令和7年第4回定例会でご説明されておりましたので、私からは割愛させていただきますが、改めて現在の進捗状況をお尋ねします。

増田議長 葛本市民生活部長。

葛本市民生活部長 皆さん、おはようございます。市民生活部、葛本でございます。よろしくお願いいたします。

令和7年12月の答弁と重複いたしますが、ペットボトルの回収回数を増加できないかという方向で、収集人数や車両等の体制も見ながら前向きに検討を進めているところでございます。具体的には、西川議員からもご提案いただきましたように、他品目との回収回数を調整する等、実施可能なものとして考えているところでございます。

以上です。

増田議長 速水議員。

速水議員 では、西川議員の質問の返答の中に、比較的安価な圧縮機がございますとありましたが、希望者には補助金を出す予定はございますでしょうか。

増田議長 葛本市民生活部長。

葛本市民生活部長 先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、ペットボトルの回収回数を増やす方向で検討を進めておりますので、圧縮機に関する補助金は現在考えておりません。

以上です。

増田議長 速水議員。

速水議員 ありがとうございます。ペットボトルの回収回数を増やす方向で進めていただいているということで安心いたしました。やはりニーズに合ったごみ収集のバランス調整が今後とも重要になってまいります。そして、そろそろ来年度のごみカレンダーを作成するに当たり、日程等を確定しなければいけない時期が来てると思います。ここで変更しなければ、丸々1年

先送りになるということになりますので、しっかりと来年度ごみカレンダーに反映されていますことを期待しまして、2つ目の質問を終了させていただきます。

そして最後に3つ目の、自転車道の交通反則通告制度、いわゆる青切符制度の導入に伴い、自転車道の整備についてお尋ねします。

ニュースやインターネットでも話題となっております、自転車の青切符制度の導入ですが、多くの皆様より、自転車道が整備されていない場所での取締りはどうなるのでしょうか。自転車道が整備されていないのに取締りするのはおかしくないですかという、そういったお声を多く寄せられております。また、各ニュースでも話題となっておりますが、本市と非常に近い飛鳥・藤原の宮都が、ユネスコの諮問機関、国際記念物遺跡会議 ICOMOS が登録を勧告したと文化庁が6日発表し、7月19日から韓国釜山で開かれるユネスコ世界遺産委員会で正式に登録が決まる見込みだと報道されております。また、シェアサイクルの計画もされておられます。本市での自転車のニーズには期待する部分ではないでしょうか。改めて自転車道の整備は必要だと思われそうですが、整備に当たり何が問題点となっているのでしょうか、お尋ねいたします。

増田議長 倉田都市整備部長。

倉田都市整備部長 市道の自転車道を整備する場合、現況の道路幅員が狭い区間が多く、車道部分を減らさないと設置ができない等、問題が発生します。また、多額の費用が生じますので、その辺りにつきましても課題になると考えております。

増田議長 速水議員。

速水議員 やはり敷地と予算の問題が重要になってくるのは当然です。そこで、自転車通行空間整備に使用できる補助金についてです。これは国の補助金なんですけれども、国や県の重点政策に当たる防災・安全交付金の自転車ネットワーク計画に基づく自転車通行空間の整備や、通学路交通安全対策に基づく交通安全対策というものがございます。こちらは、自転車道に関する部分では、自転車道の整備、自転車専用通行帯整備、自歩道整備、グレーチング蓋の設置や取り替え、矢羽根型路面標示の設置、看板設置等に使えますとあります。

自転車ネットワーク計画に基づく自転車通行空間の整備では、実施に当たり市町村独自の整備計画が必要だったんですが、本年度より緩和されまして、自転車ネットワーク計画の作成で可能となっております。計画対象エリアの設定では、大まかな設定が可能で、段階的に拡大することも可能になっており、非常に活用しやすくなっております。

続きまして、通学路交通安全対策に基づく交通安全対策では、通学路での自転車事故危険性について、教育委員会と協議し、点検を実施し、点検結果を基に通学路安全推進協議会にて具体的な対策案の検討、そしてその検討結果を基に通学路安全プログラムの対策箇所にします。これにつきましては後ほどしっかりと質問させていただきますので、ここでは説明のみとさせていただきます。

補助率につきましては、国費率掛ける引上げ率となっております、国費率は55%、葛城市では財政力指数が0.49ですので、引上げ率は1.00ですから、補助率は55%ということになります。

続きまして、重点ではなく、非重点政策でも該当するものがございます。先ほどと同じ、防災・安全交付金の非重点部分で補助率が50%掛ける引上げ率のものになります。そして、社会資本整備総合交付金、こちらは広陵町さんが既に実施されておりました、観光の振興、企業立地の支援、生活利便性の向上を目的とした道路整備を推進し、経済の活性化、県民の暮らしの向上を図るというものです、これも先ほど説明しました自転車通行空間整備に活用できます。そしてこちら補助率は50%掛ける引上げ率となっております。そしてこの重点と非重点なんですけれども、併用して活用が可能だということです。国や県と協力して自転車道をよくしていきませんか。お尋ねします。

増田議長 倉田都市整備部長。

倉田都市整備部長 自転車道整備の長所といたしましては、安全性の向上や交通の円滑化、環境、健康への効果、観光、地域活性化等が考えられます。しかし、自転車通行量、事故発生箇所、学校、駅、公共施設など、自転車の目的の把握等、調査、主要な拠点をつなぐ幹線ルートを選定、道路幅員に応じた整備手法の決定、警察との協議等、様々な課題もございます。自転車道の整備に対するニーズ等も確認する必要があるかと考えております。

増田議長 速水議員。

速水議員 調査や確認など、ぜひ1つ1つ、前に進めていただければと思います。

ここからは、通学路交通安全対策に基づく交通安全対策にポイントを絞ってまいります。葛城市の中学校区において、電車通学が余儀なくされている地域がございますね。その理由を明確にお尋ねします。

増田議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 教育部の勝眞でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

白鳳中学校における加守地区からの登下校について、学校長において、当該地区から中学校に至る道路の安全確認ができない。特に交通量が非常に多い国道165号線の自転車による通行が非常に危険なことから、生徒の命と安全を最優先に考え、自転車通学を許可しないとの判断を行っている状況でございます。そのため、自転車による安全な通学路の設定ができないことを理由に電車通学を認めております。

以上です。

増田議長 速水議員。

速水議員 本来でしたら、自転車通学が理想だと思いますけれども、交通量が非常に多い国道165号線の自転車による通行が非常に危険なことから、生徒の命と安全を最優先に考えるため、通学路指定ができず、電車通学になっているとのことですが、国道165号線の加守交差点から當麻寺交差点までの歩道が仮に自転車通行可になりましたら、通学路はどうなりますでしょうか。

増田議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 まずは、自転車による安全な通学路の設定が可能であるかどうかについて検討させていただくことになるかと考えております。その上で設定可能となりましたら、学校長が地域やPTAの皆様のご意見を丁寧に伺いながら、現在の電車通学に加えて、自転車通学の許可基

準の見直しを柔軟に行えるよう、教育委員会としても適切に連携し、サポートしてまいりたいと考えております。

増田議長 速水議員。

速水議員 奈良県警察本部及び奈良県高田署の交通課に確認しましたところ、歩道幅が3メートルあれば、普通自転車歩道通行可の歩道にできるそうです。また、奈良県高田署交通課警部補と現場確認もさせていただきまして、国道165号線の加守交差点から當麻交差点までの歩道は、歩道部分が4メートルあります。しかし、街路樹の幅が1.5メートルあるため、現在、歩道幅2.5メートルと、規制に50センチ足りていない状態です。このつくりは当時の基準でつくられておりまして、平成20年の改正で、普通自転車歩道通行可は歩道幅2.5メートルだったのですが、原則3メートルに変わったことにより、普通自転車歩道通行可の歩道の基準をクリアできない状態になっております。ですから、各地の普通自転車通行可歩道で歩道幅が3メートルないところ、多分皆様も見られたことがあると思います、が存在するのはこういった法改正前によるものだったりします。

ちなみに、県内を走る国道165号線の大部分は奈良県の管理となっております。本市で言うならば、當麻寺交差点から北の香芝市との境界線までは、実は国の管理となっております。現在、構造上、国の管理となっております。現在、構造上、低木の街路樹の一部を削れば歩道幅3メートルが可能となっております。これは余談ですが、街路樹との境界線につきましては明確な基準がないため、ブロックなどの境界をつくらなければ、先ほどの普通自転車通行可能歩道の規制に必要というわけではないそうです。しっかりと国に申し入れ、また、国道165号線以外の場所にも補助金を活用しまして、電車通学の問題を根本から解決していくべきではないでしょうか。

増田議長 倉田都市整備部長。

倉田都市整備部長 国道の維持管理につきましては、様々な条件の中で整備と維持管理をされているものと考えております。何かを変更する場合、メリットとデメリットが発生するものとも考えております。

道路の緑化につきましては、美しい景観形成、沿道環境の保全、道路利用者の快適性の確保等、道路空間の地域の価値向上などを図るためを目的とされているようでございます。緑化の撤去による歩道の拡幅につきましては、課題も多くあると思いますので、国と協議が必要かと考えております。

増田議長 速水議員。

速水議員 ぜひ協議進めていただきたいと思います。通学路のためには、片側の歩道だけでも普通自転車通行可にできればいいわけなんですけれども、幅がそもそもないわけではなく、4メートルあるうちのほんの50センチでクリアするわけですから、完全伐採には至らないかと思います。本来、歩道の植え込み帯の幅につきましては、1.5メートルが国の基準とありますが、1メートルから2メートルの範囲内で設置されてる事例も多く、50センチ減らしても何も問題ないとのこと。また、奈良県高田署交通課いわく、全体の中でごく一部分で歩道幅が3メートルを切っていても普通自転車の通行可には問題ないとのこと、大型街路樹が数本

ぽんぽんと生えておりますが、そういった理由から、伐採、伐根の必要もないと思われます。
ここで市長にお尋ねします。今回の質問させていただきました、通学路を含む自転車道の整備と国や県との連携について、いかがお考えでしょうか。

増田議長 阿古市長。

阿古市長 自転車道を整備することは、自転車対自動車の事故を減らし、歩行者の安全も確保できます。自転車利用を促進することで自動車利用を抑制することもできます。通学、通勤の利便向上や、観光客の回遊性を高め、まちの活性化につながると考えております。

先ほど部長答弁にもありましたように、道路の整備につきましては、道路幅員の拡幅等ハード面での難しい課題が多くございます。また、自転車道の整備につきましては、国や県とも連携させていただきたいと考えております。

増田議長 速水議員。

速水議員 ありがとうございます。日本の自転車道等の整備率は、自治体や対象路線によって大きく変わりますが、全国平均で10%後半と言われております。県や国と協力して、ぜひとも自転車にも優しい葛城市を進めていただきたく存じます。

以上をもちまして、私からの一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

増田議長 速水議員の発言を終結いたします。

次に、11番、川村優子議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

11番、川村優子議員。

川村議員 皆様、おはようございます。川村優子でございます。ただいま議長のお許しを得まして、私の一般質問を行いたいと思います。

私の質問も2問ございます。まず1問目は、昨日もいろいろと公園のことについてご質問がありましたが、私も、市内の都市公園の利用促進とその整備について、そして2つ目は、市職員の人事異動と職員育成のための適切な人事配置について、この2問を質問させていただきます。

これよりは質問席にて質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

増田議長 川村優子議員。

川村議員 それでは、よろしくお願いいたします。

まず1つ目の質問に入らせていただきます。昨日は、木村議員の一般質問に、屋外施設のトイレの整備、そして屋敷山公園の施設整備について、いろいろと公園の整備について質問がなされました。公園に関しましては、過去からも、杉本議員からも、子どもの遊び場の充実を図っていただくということも、長期に渡りまして、遊具についての質問がなされて、そしてその結果、今、阿古市長におかれましては、非常に市内の公園に子どもたちの遊具が充実している。こんな状況であることは非常に喜ばしいことと感じております。

少し昨日の質問とかぶる部分もありますけれども、私の質問の趣旨は、都市公園と指定している公園の整備、もちろんのことです。今現在指定している整備はもちろんなんですが、大小に関わらず、市民の身近にある公園、小さな公園、今後、都市公園としてどのような活

用ができるのか。大小と言いましたけども、結構いい公園が都市公園に指定されずに、今、状況としてはあるということでございます。公園が暮らしにどんな役割を果たすのかという視点で質問をさせていただきます。

そもそも都市公園とは何か。都市公園は、住区基幹公園、そして都市基幹公園、そして大規模公園、国営公園、緩衝緑地とか、そういった、大きく分類されるわけですが、小さな街角の公園から幅広い使い方ができる大規模な公園まで、規模も用途も様々でございます。数は住区基幹公園が全体の9割近くを占めますけれども、面積を見ると、住区基幹公園、都市基幹公園、緩衝緑地がそれぞれの3割という面積を占めています。そして、各都道府県が、そして市町村が定める都市公園条例、この都市公園条例につきましては、どの公園を都市公園にするのか。都市公園の設置、管理、利用のルールを、国の都市公園法をベースにして、地域の実情に合わせて、具体的な基準や禁止事項を定めるものであります。

都市公園の種類につきましては、それぞれ基準が設けられています。まず、住区基幹公園として、街区公園、まちの区ですね。街区公園、徒歩数分程度で、子どもの遊び場、また、一番小さな公園とし、約0.25ヘクタールを標準とします。そして近隣公園、近隣住民の散歩や軽運動向け、中規模である。2ヘクタールぐらいの規模である。そして地区公園、これはまた少し大きく、地区全体の運動や集会など多目的に利用できる。そういったことに適しているような公園、4ヘクタールございます。

そのほかの代表的な都市公園としましては、総合公園、運動公園、広域公園、また、特殊な機能を持つ都市公園としましては、墓地ですね。うちの山麓公園にあります。墓地などがある公園ですね。そして、緩衝緑地というのは、工場とか道路の騒音や大気汚染を和らげるための緑地ということでございます。広場公園というのは、商業地などで少し休憩スペースとなる広場型の公園、こういった分け方をしています。いろいろともっと緑地系の都市公園というのはあるわけですが、そこで次、質問させていただくわけですが、市民さんが、葛城市民の皆さんが、市内にある公園を利用しているその状況についてどのぐらい把握していただいているか、お聞きをしたいと思います。

増田議長 西川教育部理事。

西川教育部理事 教育部の西川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

都市公園条例に定められた公園の中で教育部が管理するものとしては、屋敷山公園と新町運動公園がございます。屋敷山公園は比較的大型な公園であり、遊具利用やご家族連れの憩い、散歩などの軽い運動、未就学児の園外活動など、多様な目的でご利用されております。一方、新町運動公園は、野球やサッカーなど、競技スポーツでの利用が中心となっております。

増田議長 葛本市民生活部長。

葛本市民生活部長 市民生活部、葛本でございます。よろしくお願いいたします。

市民生活部所管の葛城山麓公園は、葛城山麓に位置し、寺口忍海古墳群の一角を活用した、起伏に富んだ自然豊かな公園です。園内にはつり橋や古墳があり、広大な芝生広場やターザンロープ、大型ローラー滑り台などの遊具も備えています。大和平野の眺望や大自然の

すばらしさに親しんでいただくことを目的に整備され、開園以来、近隣にお住まいの方々から遠足で訪れる小さいお子様まで、幅広くご利用いただいております。

以上です。

増田議長 倉田都市整備部長。

倉田都市整備部長 都市整備部の倉田でございます。よろしくお願いいたします。

都市整備部所管の都市公園条例におけるものは、24か所の街区公園でございます。近隣の住民の方が日常的に利用していただく公園となっております。

増田議長 川村議員。

川村議員 ただいま答弁いただきました。どんなところ、どういう公園か。特色ですよ。主にそんなふうに分けて答弁していただいたと思いますが、なかなか、利用人数とか把握していただくようなことについては難しいようでございますので、ここで、今回、1つの調査に基づく、近年の公園利用の傾向についてご紹介をさせていただきたいと思います。令和3年度都市公園利用実態調査が、国交省都市局公園緑地景観課から報告されているものがございます。都市公園は、都市の防災性、安全性の確保や良好な都市環境の形成、住民の多様な余暇活動を支える、そういった場の提供、特色のある地域づくりなどの多様な役割を果たしています。

しかし、その一方で、少子高齢化の進展によるもの、また、国や地方公共団体の財政的な制約、インフラの老朽化、社会情勢が変化し、都市公園に期待される役割や課題の変化を捉える必要があります。昭和41年からこの調査はされていまして、令和3年までに10回の調査をされています。先ほど紹介いたしました公園の種類ごとに数字が示されて、特に経年変化について、その傾向が示されています。

まず、利用者の構成ですが、全ての公園において、就学前児童や小学生の利用はもちろんですが、中学、高校生の利用比率が非常に減少傾向である。また、大人の利用者が、休日、平日とも比較的高い。そして男性の比率のほうが高い。年齢層と在園時間は、休日、平日ともに、中学、高校生以下の年齢層の在園時間が長く、公園種別で見ますと、学齢前は街区公園、小学生、下級生は総合公園で、また、高齢者は街区、そして地区、総合、広域の公園で平日の在園時間が長かった。

公園までの距離についてでございますが、規模関係なく、到達までの距離は延びている傾向。交通手段は全体で自動車が増加する傾向。公園を選択した理由といたしますのは、全て、公園種別で、きれい、緑が多い、安全、広い、が増加傾向。そして公園に期待する役割については、快適で美しいまちづくりの拠点、運動、スポーツ、健康づくりの場、子どもの遊び空間、自然や生き物と触れ合う場の順で比率が高くなっております。

年齢別利用特性は、家族単位、また、50歳以上では1人、その比率は70歳以上で47%を占めていました。全ての年齢層で、散歩をしたというのが上位3位に入り、特に50歳以上では40%を超えて高比率でありました。全体的な動向は、高齢者にとって身近な公園の重要性と、65歳以上の利用者は、昭和46年には5.8%であったのが、令和3年の調査では4倍の23.3%になりました。今後も、健康維持から増加が見込まれるものと推察されます。

今後の公園の整備、管理における課題につきましては、住区基幹公園においては、欲しい

公園としては、緑や花がきれいで、子どもが安心して遊び、身近な場所にある公園が最も多く挙げられており、住区基幹公園に対する期待が非常に大きい。一方、満足度に関する調査は、住区基幹公園の満足度は非常に全体的に低く、トイレや水飲み場の利用、駐車場が狭い、少ない、遊具が少ない、古いなど、施設に対する不満の割合が高いようでございます。住区基幹公園では、散歩や子どもの遊び場として利用、また、高齢者や障がい者の利用やベビーカーの通行への配慮を高めていくことは、継続的な課題とされています。また、高齢者にとって住居の近くに立地している公園が特に重要であり、健康寿命延伸に対する社会的な要請を考慮するとありました。

非利用者を含めた調査では、社会的な資産である公園を有効に活用し、地域住民にとって有益なものにしていくためには、利用者だけでなく、公園を日常利用しない人の公園に対する認知や意向などを把握することで、より多くの人に利用されるような公園の整備や管理運営につなげていくことが大切であると。そして大規模災害などの避難場所や、生命の多様性の保全、ヒートアイランド緩和などの価値も一層重要になってきており、公園による間接的な価値についても、これからも明らかにしていく必要があるとして、今後も調査の継続の必要性ありと締めくくられています。

それで次の質問でございますが、私たちのまちの公園は、欲しい公園、よい公園の条件が整っているでしょうか。先ほどアンケート調査の満足度に照らし合わせ、葛城市の公園の整備状況、管理運営の状況はどうでしょうか。身近な公園の通行、歩きやすさ、休憩スペース、また、公園まで車で来る人のための駐車場は少しでも整備されているかどうか、答弁をお願いいたします。

増田議長 西川教育部理事。

西川教育部理事 屋敷山公園のような大規模公園では、散策や滞在機能が充実していること、一方、新町運動公園のような競技スポーツに重点を置いた公園では、スポーツ利用を安全、快適にできる環境が整っていることがよい公園としての必要条件であると考えております。公園それぞれに趣旨は異なりますが、いずれも、市民生活の質の向上に寄与する重要な公共空間であると認識しております。駐車場につきましては、屋敷山公園、新町運動公園ともにございます。歩きやすさにつきましては、屋敷山公園内に池を周回するような散策コースがございます。一方、休憩スペースにつきましても、屋敷山公園は園内の中央公民館がご利用いただけます。

増田議長 葛本市民生活部長。

葛本市民生活部長 葛城山麓公園全域は、起伏に富んだ地形を生かしつつ、園内全体に園路網を巡らせることで高い回遊性と利便性を持たせています。このほか、入り口から霊苑を結ぶ散策路がございます。この道は高低差があり、舗装もされていないことから、歩きやすさの観点から見ますと、負荷が大きいと思われます。休憩スペースにつきましては、管理事務所棟内に休憩所を設けておりますが、公園の全体において、ベンチの数は少なく、高低差もあることから、足元に不安のある方や体力に自信のない方には、少々負担が大きい箇所があると思われます。駐車場につきましては、公園の入り口と霊苑下手の展望駐車場がございます。また、

混雑時には、入り口や霊苑付近に臨時駐車場を設けております。

以上です。

増田議長 倉田都市整備部長。

倉田都市整備部長 都市整備部所管の24か所の街区公園のうち、駐車場が設置されている公園は11か所でございます。休憩スペースが設置されている公園は23公園となっております。また、回遊性等の歩きやすさという観点につきましては、規模の観点から対象となる公園はないというふうに考えております。

増田議長 川村議員。

川村議員 今、答弁いただきましたけども、特色のある公園として、市民ニーズがあるかどうかというところ辺ですが、今の答弁で、例えばベンチが少ない、広いんだけど、とてもいい公園としてても、ちょっと足りない部分はあるというような答弁でございました。また、都市整備部所管の街区公園については、駐車場が24か所のうち11しかない。これというのは、ここ近年の経年変化によるものだというふうには解釈いたしますけれども、歩きやすさとなったときに、公園って何しに来るところかなと改めて考えると、歩きやすさというのは重要なんじゃないかなというふうに私は考えるわけなんですけれども、昨日の答弁にもありましたけれども、阿古市長は、多くの子どもの遊び場の充実を図って、特に山麓側の公園、大きい公園の遊具の整備はこれまで積極的にやってこられました。しかし、今の答弁から、今の新町運動公園は外周をウォーキングすることができない運動公園なんですよ。運動公園でありながら、ウォーキングやランニングがどれほどできるのかというところ辺については、フリーにご利用するということが非常にできない。歩道に出ないと多分歩けないんだと思います。

山麓公園は、アップダウンきついですが、先日、こいのぼりを雄大にそこに設置されて、非常に子どもたち連れていって、アップダウンのあるところを、子どもは少々坂があっても、だーっと駆け巡って、私はついていけなかったんですけど、でもベンチがない。ちょっと休むところがなかったなというふうに感じているところです。

都市整備公園は、さっき、歩きやすいというところはないですかとなったときに、本当に歩きやすい公園の整備というところに注目すべきだと思います。昨日も木村議員が木戸池公園のトイレの整備について問題とされましたけれども、あの公園は歩きやすいんですよね。外周ね。でも施設整備が整ってない。駐車場もない。バラもきれいに咲いてるのに、どこか遠くから来て、駅前であるから無駄に駐車したらいけませんとかいうこともあってできないのか。その背景は分かりませんが、ただ、少なくとも数台かの車は入ることができて、そして、どんな立場の方もそこに入って、そこが散策できるというふうな工夫はなされてないなというふうに、非常にもったいないなと。利用もつとされるのになって。きれいな公園ですよ、本当に、水辺があつて。もったいない公園になっていませんか。

この調査で、年間維持管理費についてもまた調査がなされておりますけれども、公園1か所当たりの平均年間維持費は、街区公園が大体87万4,000円と最も低く、規模の大きい公園ほど高くなって、広い広域公園なんかは1億7,000万とかいって、そんなところもあるわけ

ですけれども、葛城市において、年間維持費につきまして教えていただけませんか。

増田議長 西川教育部理事。

西川教育部理事 令和8年度屋敷山公園管理事業といたしまして1,351万8,000円を計上しております。
また、新町公園管理事業といたしましては2,426万円となっております。

増田議長 葛本市民生活部長。

葛本市民生活部長 山麓公園に係ります令和8年度予算は、運営事業、管理事業合わせまして1,373万9,000円でございます。

増田議長 倉田都市整備部長。

倉田都市整備部長 都市整備部所管の街区公園につきましては、維持管理に係る令和8年度予算は2,992万1,000円となっております。

増田議長 川村議員。

川村議員 今示された維持管理費でございます。屋敷山公園は非常に植栽が多くて、特にその維持管理については、その値打ちがある。どちらかという和風な、雄大な公園の中で植樹されてる木々が多いという、緑が多いということで維持管理分かってますね。都市整備部の所管がたくさんありますので、その分配方法は分かりませんが、大きな公園ばかりが市民にとって利用機会が多いとは限りません。アンケート調査からもうかがえるように、市民にとってどのような公園が利用しやすいのか。あらゆる年代にヒアリングをしていく必要性と、公園の維持管理費に見合う効果を出していただかなければならないと私は思っています。

1つ、近隣の香芝市にあります新池親水公園というのをご紹介させていただきます。二上山の眺望を楽しみながら池の周りを周遊できる公園なんですけれども、そんなに大きな公園ではありません。多目的広場が2,364平方メートル、芝生広場が970平方メートルぐらいの公園です。外周は、大人の歩幅で大体700歩から800歩で一周できます。何周もウォーキングやランニングがされています。若い方から高齢者の方まで、いろんな年齢層の方がいらっしやいまして、複合遊具、スプリング遊具、ベンチ、あずまや、そこでグラウンドゴルフもできます。トイレや水飲み場、駐車場、レンタサイクルというのも設置、最近されたようですが、つえをついた高齢者からランニングする人まで、ベンチが程よく設置されて、ぐるりに割と間隔的にすぐに座れると。つえをついた方は、ここまで頑張ろう、ここまで歩こうという、頑張れる、でも安心というような、そういう設置がされてる非常に親切的な公園だなと思っています。また、ベビーカーにつきましても、対応できる、バリアフリーという形で、車椅子またはベビーカーも通れるようになって、非常に多くの方が利用されている、身近な、よい公園やと思っています。葛城市は、身近な公園利用をする効果をどのように考えられているのでしょうか。お聞きをしたいと思います。

増田議長 倉田都市整備部長。

倉田都市整備部長 公園は、市民の健康管理、交流拠点、地域活性化の重要な施設でございます。国の調査でも、整備された公園は利用者の増加につながることが実証されております。本市におきましても、適切な整備と情報発信により利用促進を図る方針でございます。

増田議長 川村議員。

川村議員 本当に近くの公園、すごい草が茂って誰も行かないような公園にならないような、そういう身近な公園を、もうちょっとそこに視点を注ぐべきかなというふうに私は思うんですけども、阿古市長は、本当に公園に対する視点は大いに注いでこられました。次の総合計画の中にも、更なる、市民にとって暮らしやすい、そしてその周囲にある公園が非常に利活用しやすいというような、そういうことを想像しながら、また反映していただきたいというふうに、第3期総合計画の中にも少しそういった視点を注いでいただきたいなというふうに要望するわけですが、市民に向けた公園の利活用、利用促進のための整備について、阿古市長のご所見を伺いたいと思います。

増田議長 阿古市長。

阿古市長 都市公園の今後につきましては、屋敷山公園等の大規模公園での集客機能強化を研究してまいります。同時に、アクセス改善、園内回遊性向上、長時間滞在できる空間整備を優先課題とし、利用者ニーズに基づいた計画的な投資を進めたいと考えております。

増田議長 川村議員。

川村議員 今の答弁は、屋敷山公園のことでしたか。ちょっと聞きそびれたので、大きな公園だけの整備というふうに解釈してよろしいでしょうか。

増田議長 阿古市長。

阿古市長 事前の打合せの段階では、そのような返答でということで調整は終わっておったと思います。ただ、ご質問の趣旨が、聞いております間に若干変わってきてたのかなという気はしております。身近な公園となりますと、大小いろんな役割が違うと思います。住宅地開発に伴って、簡単な児童公園との整備もあるわけなんですけども、それは市民の皆さん方のニーズを確認した上で、そして、公園の配置をどのようにするのか。今、非常に大きな公園というのは山麓線から西側に偏った状況でございますので、ですので、自然をある種生かした公園づくりというのを先人の皆さん方も意識をしてこられたんやと思います。ただ、これが延々とそれだけでいくのかというのは、また微妙な問題やと思いますので、公園につきましては、その配置も考えないといけない、規模も考えないといけないというようなところも含めまして、研究していく大きな課題であると認識をしているところでございます。

増田議長 川村議員。

川村議員 大きな課題だと思います。公園整備について、みんな山手に行ける人ばかりじゃないんですよね。本当にこれからいろんなヒアリングをしていただけたらいいと思います。それによって市民が本当に求めている近くの公園、本当にそれを都市公園にしていって、整備をしていただきたいなという方向で、昨日も、その中のトイレの改修等を議員が一生懸命訴えたわけです。そこに対しての解釈がなかなか通じないのかなと。私は非常に残念です。こういう市民の皆さんの声をぜひ聞いていただきたい。その調査をまたしていただきたい。アンケートをとっていただきたいというふうに締めくくりにして、これからも引き続き、公園整備の視点の継続をよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。私は、行政における人材、つまり職員の仕事力は、市民

にとって、将来にわたり持続可能な行政運営を行っていく上で最も重要と考えています。首長を支えるのは職員であります。しかしながら、その職員一人一人を採用して、組織の中で適切に配置し、育成しなければなりません。全国的に公務員の離職率が増加傾向にあることを懸念いたしまして、職員の仕事へのやりがいや魅力のある仕事と誇りに思える職場づくりは、トップの仕事の1つであると思っています。

そこで本市の人事採用について伺いをいたします。採用についての考え方、人材確保に向けて、どのようにして葛城市に来てやりがいのある公務員になってくださいと投げかけ、そのPRや工夫をどのようにされているのか、ご答弁いただきたいと思います。

増田議長 林本企画部長。

林本企画部長 企画部の林本です。よろしくお願いをいたします。

まず、市が求める職員の第1は、高度な倫理感と責任感を持ち、市民の立場に立った視点で物事を考えられる職員でございます。これは地方公務員法に規定されております、全体の奉仕者としての基本姿勢に基づくものでございます。職員は、特定の団体や個人ではなく、市民全体の利益を優先し、市民本位の視点で業務に取り組むことが求められております。また、市が求める職員の第2は、多様化した市民のニーズの把握や行政上の問題を自ら発見し、その解決策を考え、条例や予算などの具体的な措置を通じて施策を実行できる職員でございます。こちらは、単に指示を待つだけではなく、自ら課題を発見し、その解決策を考え、実行できる自律型人材を求めるものでございます。

以上、市民本位の視点と自律型人材としての資質を備えた職員を採用、確保することを基本としております。

次に、職員の確保に向けた取組といたしましては、従来から行っております市ホームページでの案内、定時放送、葛城市公式LINEでの配信に加えまして、令和7年度から職員採用管理システムを活用しております。そちらのインターネットサイトでは、職員募集情報だけでなく、市のPR動画、職員インタビューの動画やブログの掲載を行っております。また、職員募集情報は求人検索サイトに自動で掲載される仕組みとなっております。令和8年度の新たな取組としましては、葛城市の公式インスタグラムにおきまして職員募集に関する投稿を行いました。結果といたしまして、令和7年度と比較して、令和8年度の受験応募者数につきましては、約2倍に増加しております。

増田議長 川村議員。

川村議員 ただいま答弁いただきまして、非常にPRも頑張っていていただいて、募集をしたら2倍の、そういった募集に対しての成果が出ているということでございます。

続いて、外部人材の募集についてもお聞きしたいと思います。

増田議長 林本企画部長。

林本企画部長 外部人材の採用につきましては、専門的な知識や経験を必要とする職について、特別職非常勤職員制度、会計年度任用職員制度や企業版ふるさと納税の人材派遣型制度を活用して、民間などで実績のある方を職員として採用するという基本的な考え方に基づいております。外部人材といたしましては、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館で永年勤務され、豊

かな経験を持つ方を歴史博物館特任館長として、同様に、奈良県警察で永年勤務され、豊かな経験を持つ方を警察連携支援員として任用しております。過去には、企業版ふるさと納税の人材派遣型制度を活用しまして、リコージャパン株式会社の職員の方に葛城市のDXの担当職員として活躍していただいております。

以上です。

増田議長 川村議員。

川村議員 今もリコージャパンさんは働いていただいているんですかね。

増田議長 林本企画部長。

林本企画部長 失礼いたしました。過去にはということで、令和3年度になるんですけども、そこで終わっております。

以上です。

増田議長 川村議員。

川村議員 答弁で、DXのほうの外部職員は採用していないと。過去にはあったということですけども、DXに係る外部職員で非常に重要な人材をこれからも確保していく必要があるのかというふうには私は思います。組織内部で育成するよりも外部人材の助けを借りたほうが効率的に非常にいいのではないかと。プロフェッショナルですからね。そういったことも将来的には必要になってくるんじゃないかと。早くいい人材を確保していくような方向もまた考えていただきたいというふうに思います。

次に、人事配置、人事異動の基本的な考え方について伺いをいたします。ここ数年、人事異動もかなり積極的に行われました。市民の皆様からも、あまりにも異動が激しくて、うまく引継ぎしてもらえていない案件とか、非常に戸惑いの声をいただいたわけなんです。その状況、考え方について、なぜそのような頻繁な異動がここ数年行われたのかという理由があると思いますので、説明をお願いいたします。

増田議長 林本企画部長。

林本企画部長 まず、本市の定期人事異動につきましては、職員の能力開発と市民サービスの向上を両立させるための重要な人事管理手段と位置づけておりまして、その考え方と効果については、次のようなものが挙げられます。

1つ目が、職員の能力開発と人材育成でございます。異動を通じて職員は複数の部署での経験を積み、幅広い視点と知識を習得することができ、異動を通じた経験の積み重ねによりまして、職員は自分の能力に対する信頼を深め、新しい職務に対してより積極的に取り組む姿勢が生まれます。

2つ目が、市役所全体の組織的バランスの確保でございます。市が行っている事業や業務が遅滞なく進められるかなど、市役所全体の組織的なバランスも考慮し人事異動を行っております。部署間のバランスのとれた人員配置、業務の効率的な遂行、市政課題への迅速な対応、新しい視点の導入、部署間の連携強化、組織文化の活性化の効果が生まれます。

3つ目が、属人化の回避と安定的な市民サービスの提供でございます。同一部署で長期固定による技術の属人化を避けるよう配慮し、特定職員への依存排除、知識、技術の組織化、

業務の標準化を通じて安定的に市民サービスを提供できる体制づくりに取り組んでおります。

4つ目が、職員の意向を踏まえた異動による職員満足度の向上でございます。毎年、職員に向けた意向調査を実施しております。そこで提出された本人の意向も考慮した上で人事異動の検討を行っております。職員のモチベーションの向上、職員の能力を生かした配置、職員の定着率の向上、組織全体の士気向上につながることを期待しております。

5つ目が、市民サービスの質的向上でございます。1つ目と重なりますが、異動により職員が複数の部署での経験を積むことで、市民ニーズの多角的理解、横断的な課題解決対応などを通じて、より質の高い、きめ細かい市民対応につながるものと考えております。また、人事異動による市民対応の継続性の課題に対応するためには、個人の経験や知識に依存するのではなく、組織全体で対応できる体制への転換が重要と認識しております。複数担当者制による対応体制の構築、課内異動による業務習得と相互理解、業務マニュアルの作成と標準化、職員の基礎能力向上による対応品質の標準化を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

増田議長 川村議員。

川村議員 なかなか難しいですね、人事配置というのはね。ただ、本当に人事異動が非常に激しく行われてきたということ、私、個人ですけども、そんなに異動して、今言われる、職員の能力が、その場所の経験で能力が身について、そしてそれがまた次の展開に行くのかなというのが心配になるところもあったと思います。それだけオールマイティーに今まで積み上げてこられたというご判断なんですけども、組織全体で対応できる体制の転換、これ大事だと思います。もし、その人1人がいなくても、組織として動いていく方向というものは非常に大事であると。これからの行政組織の在り方というのは、その組織をうまく構築していくということ、その人事配置が必要やということはよく理解できているんですけども、しかし、職員個人が、先ほど言いました、職員の能力開発、人材育成というのは、ここに非常にその人たちの働きがいというものを見いだして、公務員として年数を重ねていきたいと思う人が、ちょうど中堅ぐらいになってその士気が下がっていくのでは何もない。ただ、今までの背景から見まして、そういった退職も見受けられないこともなかった。これは何なんだろう。世間がそうなんですって言ってしまえばおしまいなんですけども、いろんな転職サイトとか、そういったものもあるから、自分の能力がまた違うところに行くという、そういった時代の背景の中で、そういった転換を自らしていくのかということもあるでしょう。ただ、やっぱり一番大事なことは、組織の中で働きやすさ、職員が生き生きと働ける空気というのを、これをつくるのはトップの仕事やと思います。

専門的な知識を身につけるために、広く県や国とか、そういった外のシーンを見てもらうということ、人事交流としてされてますけども、その部分で、こういった成果、こういったスキルを身につける機会というものを持っていていただくか、お答えください。

増田議長 林本企画部長。

林本企画部長 人事交流の件につきましては、現在までは、奈良県や国の機関との人事交流によりまして、市を越えた広域的な視点、先進的知識と手法、県や国の関係機関とのパイプなどを得

ることができていると考えております。

増田議長 川村議員。

川村議員 大いにそういった機会をつくってチャレンジする。この空間にいず、また外へ出てみるのも1つの経験が積めるのではないかと、非常にいい、そういった機会だと私は思います。何度も言うんですが、行政のプロフェッショナルをつくってもら。本当誇りに思っていた方がいいと思うんですよ。ここに座ってはる方はみんな、そういった方の代表ですけども、行政のプロフェッショナル、そのスキルを磨くために、そしたら、その下にどうやってそういった意識を持ってもらうようにしていくのか。人材育成に関わって、役職定年された再任用の皆さんが、ここにはいらっしゃらないですけど、庁内にいらっしゃいます。そんな方たちは、本当にしんどい経験もしていただいて、いろんな経験値の中から、その人たちを、例えば部長会議と一緒にいていただいてもいいぐらいやなと私は思ってるんですけども、今、議会对策にしても、非常に、なかなか、対応が、昔と違って、昔のことを言ったら駄目なんですけども、ちょっと認識不足であると。議会の今回の財政措置について、うっかりしてたのか、それとも、その辺の知識が希薄だったのかというところ辺に直面している今の葛城市議会において、議員たちがいろいろ意見を言うこともあるでしょう。そういったことを役職定年された再任用職員さんは幾度か経験されています。そんな方たちの能力をどのように生かしてはるのかというのをお聞きしたいと思います。

増田議長 林本企画部長。

林本企画部長 役職定年後の職員の活用につきましては、豊かな経験の継承と経験を生かした業務の遂行という2つの活用方法を組み合わせることで、市民サービスの向上と市政課題の解決を図っていただいております。役職定年後の職員が持つ豊かな経験は、次世代の職員育成における貴重な資産でございます。役職定年後の職員と若手職員を組み合わせた配置によりまして、実務を通じた技術の継承、次世代職員の育成、そして公務員としての意識の伝承が実現されます。

一方、役職定年後の職員が持つ豊かな経験は、市民サービスを直接的に向上させるための業務遂行にも生かされます。役職定年後の職員が業務の中核を担いながら、同時に若手職員への指導を行うことで、市民サービスの質的向上、技術の確実な継承につながれると考えております。

増田議長 川村議員。

川村議員 本当に生かしてください。だって、数年いてくださるんですから、そういう人たちの能力を結集したら、またぐんとそういったレベルは上がっていくのではないのかなと。そんな方たちも遠慮したはると思うんです。自分たちはどうすればいいのかと。どういう役目をすればいいのかと。ここをやっぱり引き出していく。そういった仕組みをつくっていただきたいなというふうに思います。

では、最後に市長にお伺いいたしますけども、市長の公約が実現できるか否かというのは、職員の公務員としての知恵を借りて実現していけるものと思います。市長1人では何もできないわけですから、そのようなことは決してないと思うんですけども、市長が勝手気ままに

やりたい、やりたいと、やりたい放題なことを決して、今言っていないですよ。言っていないけども、そんなことはできないわけで、職員の助言がある。非常に重要な助言である。冒頭に申し上げました。市長を支えるのは職員であります。公務員として職種に誇りが持てる瞬間をどうぞつくってやっていただきたい。職員のやりがい、士気が下がらない。職員が、本当にこの市長のために僕らは知恵を絞って、この役目をするぞという、そういったポジティブな気持ちになっていただける、そういったプロフェッショナル公務員をつくるために、適正な人事配置、能力活用について、市長にこの辺の所見を伺いたいと思います。

増田議長 阿古市長。

阿古市長 今現在、葛城市の職員は、非常にそのポジション、ポジションで力を発揮していただいていると認識しております。その点はまず誤解のないようによろしくお願いしたいと存じます。職員が自ら能力を十分に発揮でき、やりがいを感じながら職務に当たることができる環境の構築は、市政運営における最重要課題の1つだと考えております。本市の人事管理は、職員一人一人の能力開発とその能力を生かせる職務環境の整備を通じて、このような環境の実現を目指しております。

職員の能力は、複数部署での経験と長年の経験の累積を通じて段階的に高まってまいります。重要なのは、このように高められた能力が実際の職務の中で十分に生かされることです。職員の適性と能力に応じた適切な配置を行うことで、職員が自らの能力を発揮できる環境を整備してまいります。職員が能力を発揮でき、やりがいを感じながら職務に当たるとは、市民サービスの実質的向上に直結いたします。特に複雑な市民相談や高度な技術を要する業務において、経験豊富で能力の高い職員が対応することで、市民満足度の向上と市政課題の解決が実現されるものです。同時に、市役所全体の組織的バランスも考慮し、個々の職員の能力活用、組織全体の効率性の両立を目指してまいります。

本市は、適切な人事配置と職員の能力の活用を通じて、職員の定着率向上と市民サービスの質的向上を同時に実現し、市民満足度の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

増田議長 川村議員。

川村議員 私、何も誤解してませんよ。職員さんは、素晴らしい能力を持って生き生きと働いていただいていると思っています。いろんな助言をいただいて、また、市の職員のやりがいというものを作るのは市長です。市民の奉仕者としての使命を育んでいただきたい。そして、その職員の言うこともしっかりと聞いて、市長が素晴らしい行政運営ができますことを心から願ひまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

増田議長 川村優子議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。なお、午後1時より会議を再開いたします。

休 憩 午前11時29分

再 開 午後 1時00分

杉本副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長所用のため、私が代わって議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

次に、1 番、福本善之議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

福本議員。

福本議員 皆様、こんにちは。福本善之でございます。ただいま議長から許しを得ましたので、2 点、一般質問をさせていただきます。

1 点目は、教員の休憩について。2 点目は、子どもたちの運動能力について、一般質問をさせていただきます。

これからの質問は質問席にて行います。

杉本副議長 福本議員。

福本議員 それでは、よろしくお願いいたします。

子どもを見守り、教育をしていくことは、親であっても疲れてしまいます。どうしたら緊張が解き放たれるように休息をとれるかと考えてしまう、そんな日々であると思います。子どもたちに伸び伸びと学校に通ってもらうためには、学校の先生方に元気でいてもらわなければならないと思っております。学校の先生方の就業時間や残業時間を教えてください。

杉本副議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 教育部の勝眞でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

教員のウェルビーイングの確保と教育の質の向上を図る上で、教員の働き方改革、とりわけ時間外在校時間の削減については、本市にとっても最優先で取り組むべき喫緊の課題であると認識しております。

令和 8 年度より、葛城市立学校の教育職員に関する業務量管理、健康確保措置実施計画を策定し、運用を開始しているところでございます。月平均 30 時間未満の時間外在校時間を目標に働き方改革に取り組んでおります。令和 6 年度の市内小・中学校の時間外在校時間は、小学校で 30.4 時間、中学校では 36.2 時間となっています。小学校はおおむね達成しているところでございますが、中学校については、平日の部活動指導などが要因の 1 つであると分析しているところでございます。また、学校の施錠時間としてクロックアウト時間を設定しており、平日の 18 時以降及び土日、祝日においては、学校においては電話対応をしていない旨、保護者の皆様にご案内をしており、ご理解をいただいているところでございます。

杉本副議長 福本議員。

福本議員 ありがとうございます。社会人として当たり前な部分ではあると思いますが、就業時間前に来て準備をして仕事に取り組む必要があります。残業に関しては、どのような仕事をされておられる方においても、健康でいるためには少ないほうがいいと思っております。文部科学省では、登校時の安全確保について、教師が必ず見守りを行う必要はなく、地域ボランティアや保護者、自治体等が中心となる体制づくりを推奨していると明示されておりましたが、地域の実情に応じて教師が一部見守りに加わることは否定されていないとのことで、本市においては、子どもたちの登下校の見守りも行っていており、本当に感謝をしております。また、見守りボランティアや見守りをいただいている保護者の皆様にも、この場をお借りをして、感謝を申し上げたいと思います。登校時間に合わせての花への水やりだとか、出るだけでも見守りになると思いますので、お時間の融通のつく方がいらっしゃいまし

たら、見守ってもらえたらというふうにも思っております。

さて、登下校の見守りをしている先生方ですけれども、子どもが登校してから帰るまでの休憩時間はどのくらいでしょうか。

杉本副議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 小・中学校ともに休憩時間は45分間となっています。職場環境的に決まった時間に休憩しづらいといった状況がございますが、各自で任意の時間を休み時間として設定し、休憩できるよう取り組んでいるところでございます。

杉本副議長 福本議員。

福本議員 お昼休みとか、お昼ご飯とか、休憩時間においても子どもたちと一緒におられる先生が多いと思いますので、先生方の気分というか、気が休まる時間や場所というのはあるんでしょうか。また、心身を休ませてもらえるような特別な対応はしているのでしょうか。

杉本副議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 小学校におきましては、学級担任が多くの教科を指導することから、中学校に比べ、日中の空き時間がつくりにくく、結果として休憩時間を確保することが難しいという状況がございます。この課題の解消に向けまして、一部教科の専科教員の配置やスクールサポートスタッフを市費の会計年度任用職員として任用し、教員の空き時間の確保と業務量の削減を図ることで、勤務時間内において休憩時間が取りやすくなるよう取り組んでおります。また、休憩場所については、現在は職員室での休憩が基本となっていますが、教員の休憩室について、学校内で確保できるよう検討してまいりたいと考えております。

杉本副議長 福本議員。

福本議員 できる限り、休憩時間を取りやすくなってくれるように取り組んでいただいているというところではあるんですけれども、心身をしっかりと休ませる場所というのはまだないという状態ですね。学校の先生の研修の実情、数が増えているというふうにも聞いているんですけれども、どの程度の研修時間があるのでしょうか。教えてください。

杉本副議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 教員の研修につきましては、初任者研修や勤続年数に応じた研修、管理職向けの研修などがあり、受講が必須となっているもの、任意で受講できるもの、また、熱中症対策、落雷事故やバス事故を受けての対策や、法制度の改正、制定による研修など、新たに受講が必要となるものもございます。また、時代とともに変化する教育の在り方に対応するため、先生方の自己研さんが求められることから、奈良県においては、研修の受講実績の記録や確認ができる仕組みが導入され、職階、職種に応じた能力向上の指標を定め、それに対応した研修を計画し実施されています。

このように、教員の職階や職種により、個々の研修については様々な状況があり、研修時間としてお伝えすることは難しいところですが、教員の研修については今後も充実が図られていく状況となっております。

杉本副議長 福本議員。

福本議員 やはり教鞭をとる以外でも様々な研修があり、子どもたちが安心して教育を受けられるよ

うに研さんを積んでいただいているということは本当にありがたいことです。

では、過去二、三年でよいので、先生方の休職、退職率を教えてください。そして、その理由も、精神疾患が含まれているのかも教えてください。

杉本副議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 本市の県費教員の休職率につきましては、令和6年度で1.2%、令和7年度で1.56%、令和8年度は0.79%となっており、病気、精神疾患によるものとなっています。また、途中退職者につきましては、令和6年度で0.4%、令和7年度で1.17%、令和8年度については、現在該当はございません。退職理由については、他の職業を希望されたことによるものとなっております。

杉本副議長 福本議員。

福本議員 新たな夢と希望を持って退職される方々に対しては応援したいと思いますし、令和6年、7年、8年と、病気や精神疾患で休職されている方々には、心身のケアをしてもらいまして、職場復帰をしてもらいたいと思っております。

日々、子どもたちに目を光らせて職責を全うしようとすることは非常に大変なことだと思っております。休憩時間も職員室であれば、常に子どもを見る環境下にあると思っております。ぜひ緊張から解き放たれる休憩室をつくってあげてください。先ほども言っていただきましたけども、休憩室をつくるということを考えていただいているということでしたので、ぜひぜひ緊張から解き放たれる休憩室をつくってあげていただきたいと思います。一番身近に感じることでできる職業見学の間でもあります。子どもたちが教師を目指したいと思ってもらえる環境に、そして、この葛城市で教師をしたいと思ってもらえる環境になってもらえればと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

ここからは、お子様たちに関わるところで少し変わりますけれども、子どもたちの運動能力についてお聞きしてまいります。体力テストの内容を教えてください。もし、昔と今と変わっているところがあれば教えていただきたいです。

杉本副議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 現在、小・中学校で実施している体力テストは、新体力テストとして平成11年度から導入されております。新体力テストは8種目ございまして、小学校では、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、20メートルシャトルラン、50メートル走、立ち幅跳び、ソフトボール投げ、中学校では、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、持久走または20メートルシャトルラン、50メートル走、立ち幅跳び、ハンドボール投げで測定されます。

一方で、平成11年以前に実施されましたスポーツテストは、懸垂や立位体前屈などの体力診断テストと、ジグザグドリブルや連続逆上がりなどの運動能力テストの2系統からなり、合計10種目以上の多くの項目で構成されておりましたが、子どもたちの安全確保と運動能力の評価の妥当性を高めることを目的に、現在の8種目に変更されたという経緯がございます。

杉本副議長 福本議員。

福本議員 昭和60年頃、1980年代を境に運動能力の減少が言われておりますけれども、評価の妥当性、または子どもたちの安全確保というところで、平成11年度から新体力テストが導入されてい

るということですね。国民の体の変化、スポーツ医学、科学の進歩、高齢者の進展等を踏まえて、これまでのテストを全面的に見直して、現状に合ったものとした新体力テストで行われているテストで、小学生、中学生の運動能力については、奈良県は全国を見て約20位ぐらいということでしたけれども、県内では葛城市の運動能力、こういったところはどのぐらいでしょうか。

杉本副議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 小学校5年生、中学校2年生で実施される全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果からお答えをさせていただきます。実施種目である8種目でばらつきがございますが、8種目の体力合計得点のT得点、いわゆる偏差値で比較いたしますと、令和7年度の本市の小学校5年生は奈良県平均をやや下回る程度、中学校2年生は奈良県平均をやや上回る程度となっております。

杉本副議長 福本議員。

福本議員 全国20位の中で、県内でもおおそ真ん中ぐらいということですよ。ありがとうございます。

さて、今後の運動能力を更に向上させる取組などがありますでしょうか。

杉本副議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 体力・運動能力の結果を踏まえ、伸ばしたい項目に合った運動を取り入れた授業を行うことなどの取組や、奈良県が実施している「運動遊び、みんなでチャレンジ！」に学校全体として積極的に取り組んでおります。これは特定の競技大会ではなく、学校や家庭で気軽に取り組める運動遊びの実践メニューで、縄跳びやボール投げなどをアレンジした遊びを、子どもたちが友達や仲間と一緒に遊び感覚で楽しみながら、基本的な運動能力を伸ばすことを目的に実施するものでございます。ほかにもトップアスリートによる実技指導を取り入れた授業を実施しております。

杉本副議長 福本議員。

福本議員 スポーツ庁の調べでも、運動時間の長さ、または運動が好きだとか、スポーツへの関わり方に興味がある等で体力テストの合計点への関与があるようなので、楽しみながら基本的な運動能力を伸ばす取組をされているのはありがたいです。また、運動教室やトップアスリートによる実技指導に関しまして、運動に興味を持ってもらえるきっかけになると思っております。そしてまた、アスリートに教えてもらえるというところで子どもたちのモチベーションも変わってくるかと思っております。そしてまた、各家庭でも気軽に取り組める運動遊びの実践メニューをご指導いただいているのは、親としても非常にありがたいと思っております。

では、小・中学生でのけがについて、どのようなけがが多いのでしょうか。お願いします。

杉本副議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への給付申請実績で確認いたしましたところ、本市小・中学校におきましては、骨折、捻挫、打撲、挫傷が多い結果となっております。また、令和3年以降については、それらに加えて、熱中症やアレル

ギー等の健康トラブルによる申請も増加傾向となっています。

杉本副議長 福本議員。

福本議員 多分、今までスポーツ振興に申請を出されていなかった方も、知ってしっかりと申請を出せるようになって、表面的に増加傾向になってしまっている可能性もあるというふうにも思いますが、けがや健康トラブル、増加しているということなんですよ。小さい頃から運動することによって、転倒時でのけがを防いでくれるようにもなったりします。また、熱中症とかいうのは、暑熱順化といいまして、夏初めの頃に特に多いと思いますけれども、最近の夏の気候を見ても、全世帯が気をつけなければならないというふうにも思っております。

さて、運動場の開放は平日17時頃までしていただけてると思っておりますけれども、体育館の開放などありますか。また、夏休みなど長期についても運動場などは開放していただけているのでしょうか。お願いいたします。

杉本副議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 小学校5校の屋外運動場につきましては、長期休業中を含む平日の17時頃までを開放しております。屋外運動場については、土日、祝日、また、屋内運動場につきましては、スポーツ少年団活動や地域の各クラブ等の活動のため、開放していない状況でございます。

杉本副議長 福本議員。

福本議員 ありがとうございます。屋外運動場とか公園などで外遊びができるように頑張っていたらと思うんですけども、最近の天候、こういったところを考えましても、かなり猛暑になってるんですよ。なかなか気軽に運動できる場所というのがないんです。近年の天候、夏は外で遊びたいっていても、猛暑で出ることができない。自宅で遊ぶケースというのが増えてると思います。でも、保護者も、日陰がなくて、熱中症のリスクを考慮してやっぱり外に出ないというふうにも思います。でも、自宅室内では、各家庭ではなかなか気軽に遊べないんですよ。先ほども学校で気軽に組み入れる運動遊びの実践メニューを教えてくださいましてはおりますけれども、自宅の中でそれはやっぱりできないと思っております。これが普通の家庭で、物すごく大きな家であればできるのかもしれないですけども、普通に考えたら、なかなかできるものではないのかなというふうにも思っております。これからの子どもたちのことを考えると、年齢に合った室内遊び場の確保は必要になってくると、そういうふうに思っております。

今回、小学生、中学生の運動能力についてお聞きしてまいりましたが、実は幼少期からの運動というのは、持ち越し効果といいまして、高齢者になっても健康に大きく影響いたします。ちっちゃい頃というのは、脳や神経系が盛んに発達するのは、幼少期の発達がピークであることが多くて、運動経験を積んでもらいたいというふうに思っております。文部科学省の幼児運動指針にも記載がありましたが、全ての幼児が十分に体を動かす機会に恵まれているとは言えない状態があるというふうに記載されてました。もちろんその後の運動能力を獲得することというのもすごく大切なことなんですけれども、少しでも運動できる機会、環境というのをつくってもらいたいと考えております。小さいときから高齢者になってから

の予防というふうなところになってくることもございます。

今後の市内の施設の動向を見ないといけないと思っておりますけれども、この葛城市、年間約300人のお子さんたちが生まれてきていただいております。現在、この市では、當麻複合施設、今はn i c o n o w aと言ったほうがいいのかもしいんですけれども、だけでは足りない可能性もございます。今から先のことを考えて、もう次のことを考えていく必要というのもあるかと思っております。

昨日、市長、一般質問の中でスポーツが好きだと言っていた聞いておりました。私、特に強く要望したいのが、公園等の整備もあると思います。それとともに、予算もあると思うんですけれども、継続した体を動かす機会の確保のためにも、年齢に合わせた室内遊び場をぜひつくっていただきたいと、そのように思っております。私、子どもと一緒に、ちっちゃな子どもですけれども、いろんなところを回らせてもらったりとかもするんですけれども、企業さんとかでも室内遊び場をつくっているところもあります。そういったところも企業誘致の際に一考していただけたらというふうにも思いますし、また、この葛城市で部屋が空いている施設など有効活用できるところがあれば、遊具などを入れていただいて、しっかり運動できる場所を確保していただきたいと思っております。

こちらのほうを要望しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

杉本副議長 福本善之議員の発言を終結いたします。

次に、10番、谷原一安議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

谷原議員。

谷原議員 皆さん、こんにちは。日本共産党の谷原一安です。議長の許可を得ましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

本日、2点ございます。1点目は、コミュニティバス運行の現状と改善に向けた課題について質問をいたします。

現在、葛城市の地域公共交通計画、これ、令和3年に策定して、計画期間が本年令和8年度、今年が最終年度ということになっております。計画がちゃんと達成されたかどうかについては検証して、そして次期の計画策定に向かうということであります。したがって、本年度につきましては、議会でもしっかりと、市民の皆様からこの間いただいている様々なご要望、これをぜひ計画、次期に反映させるべく、努めてまいりたいと思っております。今日は、議会での議論の一助になるような形で、基本的な点について質問をさせていただきますと思っております。

2つ目は、葛城市の水道事業経営の現状と見通しについて質問をいたします。皆さんもご存じのとおり、葛城市は単独経営を選択いたしました。選択した理由の1つの大きな理由が、これは広域企業団設立準備会協議会が示した資料で、葛城市は、水道料金については参加するメリットがないと。少なくとも30年間は、単独経営のほうが水道料金が安くなるというシミュレーションを示して、これは奈良市と葛城市がそうだったわけなんですけれども、単独経営を選択いたしました。ところが、令和6年度以降、事業全体での赤字決算となっております。当期純損失が出てるわけなんですけれども、とりわけ令和7年度、令和8年度につきま

しては、赤字幅が大変大きいものになってるということが、さきの5月臨時会の中の審議の中で明らかになりました。令和7年については2億円を超える赤字、そして、令和8年度については、当初予算に既に2億円を超える純損失を見込んだ予算を立てているわけです。これは葛城市始まって以来、優良な経営を続けてきた水道事業が何かおかしいことになってるなど。この赤字をほっておくと、当然、水道料金の値上げという形になって市民のご負担になるということもありますし、一体これがなぜ生まれたのか。どういう原因なのか。それについてお聞きし、その対策、この点についてもお伺いしたいと思っております。この点については、グラフをつくりましたので、電子データでモニターにも映させていただくことを議長の許可を得ておりますので、それを使用させていただきます。

これよりは質問席よりいたします。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 それでは最初に、コミュニティバス運行の現状と改善に向けた課題について質問をいたします。

おさらいになりますけれども、地域公共交通の計画につきましては、国の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づいて法定協議会を設置し、そして公共交通総合連携計画を策定して、その計画に基づいて運行を行うということが定められております。また、地域の状況変化に応じて随時計画を見直していくと。そのことも法定協議会で行うということになっております。

葛城市では、2014年、平成26年4月に法定協議会を発足させて、2015年、平成27年6月に葛城市生活交通ネットワーク実施計画を策定いたしました。そして小型バス2台、蓮花ちゃんバスによる2台のバスで環状線バスの運行と、それから3台のミニバス、けはや号による、当時は6ルートの運行を計画して、2016年、平成28年2月からコミュニティバスの運行を開始しております。すなわち、10年、葛城市は運行をしてまいったわけであります。そして、令和元年度には大変大きな計画の見直しを行って計画を改定しております。それは、ミニバスルートのEルート、笛堂・薑ルート、そしてミニバスFルート、笛吹・梅室ルートは、運行方法をミニバスではなくて予約型乗合タクシーに変更しております。そして、先ほど紹介しましたが、令和3年6月に、それまでの葛城市生活交通ネットワーク実施計画に代わる新たな計画として、葛城市地域公共交通計画、これを定めて、計画期間は5年ということで今年度が最終年度になっているということでもあります。ここでも若干、寺口ルート、Dルートですけれども、1日4便を3便に変更するなどを行っておりますが、本年は最終年度となりますので、その事業評価がこれから行われるものと思います。

そこで質問をしたいんですけれども、この計画は目標を定めております。その1番目の目標がこうあるんです。自動車に頼らなくても、安全で安心して通院や買物に利用できる公共交通、これが目標のイの一番なんです。3つある目標の。つまり、買物と通院に安全・安心に利用できる。これが大目標なんです。それに対して数値目標も定めております。そこで利用者の状況についてお伺いしますけれども、令和4年度の利用者数の目標値を1日76人以上としていますけれども、これは達成されたのかどうか。また、目標値として年間3万

7,000人の利用者数としておりますけれども、令和7年度の実績はどうなってるかについて伺います。

杉本副議長 林本企画部長。

林本企画部長 企画部の林本です。よろしくお願いいたします。

まず、令和4年度の1日平均の利用者数につきましては121.76人でございまして、目標である1日76人以上を達成しております。また、令和7年度の年間利用者数は5万6,928人でございまして、こちらも目標値であります年3万7,000人を大幅に上回っている状況でございます。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 計画の目標値を上回っているというお話でありました。1つは、令和2年にコロナ禍がありまして、利用者数が大きく減った年がありました。それを大きく回復させたいということであったわけですが、先ほどおっしゃった令和7年度の実績は、コロナの前年の令和元年度までの実績と照らしてどういう状態なのかということについて伺いいたします。

杉本副議長 林本企画部長。

林本企画部長 令和元年度の年間利用者数につきましては4万6,500人でございます。令和7年度の年間利用者数が5万6,928人でございますので、コロナ前の利用者数を上回っている状況でございます。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 コロナ前を上回ることもできているということで、10年間たって、市民の中に定着をして、そして利用者も増えていると。料金を今無償にしているということも効果が大きいと思いますけれども、そういう現状にあるということでもあります。しかし、個々具体的なところを見てみますと、本当に市民の買物、通院に使われているかどうか。ここをもっと見ていかなければならないと思いますので、続いて質問いたしますが、令和元年10月にミニバスルートの見直しがあって、笛堂・薑ルート、Eルート、それから笛吹・梅室ルート、Fルートで予約型乗合タクシーを導入しました。これは、それまではミニバスでしたが、そのときの乗降客、利用者と比較してどうなっているのか。ミニバスから予約型乗合タクシーになって利用者は増えたのか、減ったのか。この点についてお聞きします。併せて、増えたとすればその原因、減ったとしてもその原因、どのように把握されているか、認識されているか、伺います。

杉本副議長 林本企画部長。

林本企画部長 まず、令和元年の葛城市コミュニティバスの再編につきましては、当時の利用状況や運行に係る委託料の増加が見込まれる中で、最少の経費で最大の効果を上げられるよう検討を重ねた結果、笛堂・薑ルート及び笛吹・梅室ルートで予約型乗合タクシーへの導入を行ったものでございます。これらのルートの1日当たりの平均利用者数でございますが、平成30年度と令和7年度を比較いたしますと、笛堂・薑ルートで1日平均の利用者数は、平成30年度で1.99人、令和7年度で1.13人、笛吹・梅室ルートで1日平均の利用者数は、平成30年度で3.33人、令和7年度で1.01人となっており、いずれの利用者数も減少している状況でございます。原因につきましては、4便から3便に減便となったことが大きいと考えられます。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 全体としては利用者は増えているんですけども、Eルート、Fルートにつきましては、利用者が少ないので、経費の問題もあって、最少経費で最大効果を狙うということで予約型にする。これはハードルが1個上がったわけですね。予約しなければいけませんから。常時走ってませんからね。そして便数も、とりわけ早朝の1便が削られた。3便になったということで、利用者は非常に利用しにくくなった。特にFルートにつきましては、それまで3人、1日当たりあったのが、1人ぐらいになってしまっているわけです。全体が上がっても、地域間格差が逆に出ているということになっております。

続いてお伺いしますが、便数の問題です。令和3年には、寺口ルートを、ミニバス運行の時刻表を、これ、変更を行っているわけですが、これについても利用者数どうなってるか、分かったら教えていただきたいんです。その原因も、実際便数が減ったということが大きいんだろうと思うんですけど、どう捉えているか、お願いします。

杉本副議長 林本企画部長。

林本企画部長 寺口ルートの1日当たりの平均利用者数につきましては、平成30年度では5.73人であったのが、令和7年度では5.16人と、利用者数は若干減少しております。しかし、1便当たりの利用者数につきましては、増加している状況となっております。経年で見ますと、減便によりまして一旦は利用者数が減少したものの、ここ最近は回復傾向にある状況です。回復の理由につきましては、令和7年度では、新庄庁舎前、道の駅かつらぎ、寺口駐車場、いきいきセンターなどの停留所の利用者が増えていることが考えられます。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 寺口ルートについては、何とか減便しても維持していると。とりわけ停留所によって利用者数が増えてるところもあるということでありました。

では次に、予約型乗合タクシーの問題なんですけれども、Eルート、Fルートですけれども、これはなぜ1便少なくしたんですかということを知りたいんです。というのは、ミニバスは4便あったわけですね。1便減ったわけですが、なぜ減らさざるを得なかったのか。その理由についてお伺いします。

杉本副議長 林本企画部長。

林本企画部長 令和元年の葛城市コミュニティバスの再編に当たり、当時の利用状況や運行に係る委託料の増加が見込まれる中で、最少の経費で最大の効果を上げられるよう検討を重ねた結果、寺口ルートについては、ミニバスのまま1日4便から3便へ減便、また、笛堂・萱ルート及び笛吹・梅室ルートについては、予約型乗合タクシーへの導入を行い、併せて、便数についても4便から3便へ減便するといった再編を行ったものでございます。この再編に伴いまして、公共バス運行委託料につきましては、再編前の平成30年度の委託料は7,872万9,065円であったのが、再編後の令和2年度につきましては6,469万9,997円になって、減少をしておったという状況になっております。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 主な原因は経費ということですね。利用者が少ない。その中で経費節減をしたということ

だろうと思います。最少の経費で最大の効果を上げるということですけど、実際には人数が減っているわけですから、今後、人数が減ったままで更に経費節減のためということで、しまいには、もっと便数を減らすということになると大変困るので、私は、経費の問題というのは大変大きいので、後でも聞きますけれども、そういうふうな経費の問題、約1,400万ですか、経費節減できたということで、利用者の方から見たら妥当ではないかというふうな判断だろうと思いますが、これは利用率を高めればいいわけですから、いかに利用率を高めるかという方向に、私は議論していかないと、減便した、人が減った、更に減便と、まさにマイナスのスパイラルになるわけですよ。むしろ現状でいかに増やすか。このことをしないとあかんと思うんです。実際全体では増えてるわけですから。全体では増えてるんで、こういう地域ではこうしたところがあると。じゃあ、ここをどうするのかということについてやはり真剣に市民の期待に応えるためにやらなければいけないと私は思います。

実際に令和3年度の計画には、住民アンケートに基づいた様々な分析をしております。その中で、使いたいが使えない理由を分析しております。その中で一番多いのは、やっぱり運行本数が少ないことを挙げてる人が多い。これについて、運行本数を増やす、そうしたことを検討する余地はあるのかどうか。これについてまずお聞きします。

杉本副議長 林本企画部長。

林本企画部長 現時点においては、運行本数を増やすことは検討しておりませんが、令和8年度末で葛城市地域交通計画の計画期間が終了し、現在、次の地域公共交通計画の策定に向けた作業に着手している状況でございます。計画の策定に当たっては、住民アンケートや利用者のアンケートも実施する予定でございますので、その結果を踏まえて、費用対効果も検証しながら検討していきたいと考えております。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 これは仮定の話になりますけれども、運行を増やすとすれば、どういう課題が生まれてくるんでしょうか。

杉本副議長 林本企画部長。

林本企画部長 やはり運行経費に関しての問題があるかと考えております。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 経費の問題があるということでありました。

次にお伺いいたしますけれども、先ほど言いましたアンケートの中には、行きたい場所まで行けないということを挙げる人も多いんです。最初に紹介しましたように、この計画の目標は、通院、買物に利用できるということを第1の目標にしております。ところが、行きたい場所、当然、買物できる場所ということになります。通院できる場所ということになります。寺口ルート、それから笛吹・梅室ルートの上には、スーパー近くに停留所がない。道の駅、寺口ルートはありますけれども、一般的なスーパーの停留所がありません。寺口ルートは新庄庁舎まで行くんです。笛吹・梅室ルートは近鉄新庄駅まで行くんです。ところが、そこから先にスーパーがあり、様々な個人医院がある地域があると。そこでJR大和新庄駅まで行けば、スーパー近くに停留所を設ける、医療機関近くに停留所を設けるので、なぜ新

庄庁舎までで止まっているのか。あるいは、近鉄新庄駅で止まっているのか。これ延伸すれば、それだけでもちょっと違うと思うんです、ルートの見直しということも考えるべきだと考えるんですけども、これはぜひやっていただきたいと思うんですけども、これについてどのようにご認識されてるか、お伺いします。

杉本副議長 林本企画部長。

林本企画部長 令和元年の葛城市コミュニティバスの再編に当たりまして、当時の利用状況では、寺口ルートについては、新庄庁舎で乗降する人数が少なかったことから、近鉄新庄駅までの延伸は行いませんでした。一方、笛吹・梅室ルートについては、新庄庁舎での乗降数が多くあったことから、近鉄新庄駅まで延伸したという経緯となります。

議員ご質問の、ＪＲ新庄駅までの延伸につきましては、先ほどの答弁と同様となりますけれども、住民アンケートや利用者アンケートの結果を踏まえて、費用対効果も検証しながら検討していきたいと考えております。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 住民アンケートでは、行きたいところに行くことができないということが結果として出ているわけですから、そもそもルートの中に医療機関とかスーパーがなければ、乗ろうというふうにならない。駅を利用するんだったら、駅あるな、利用しようとなりますけれども。ＪＲの大和新庄駅には前にロータリーもありますので、そこまでちょっとした距離ですよ。延伸することで利用客が大きく伸びると思いますので、目標の第１が何かいうことを考えてくださいね。それを考えれば、当然中からいかな問題ですよ。重点目標だからね。これ、検討をぜひしていただきたいと思います。

行きたいところに行くという点では、大変大きな改善があったのが、令和２年９月に、環状線バスが大和高田市立病院のロータリーに乗り入れることが実現しました。これはもう関係の皆さん、大変、大和高田市との関係改善に努めていただいて、これが実現して、阿古市長も含めて、大変努力していただいたと思います。これについて、１日当たりの乗降客の推移、大和高田市立病院の利用者、どの程度になってるか、お聞きします。

杉本副議長 林本企画部長。

林本企画部長 高田市立病院停留所での１日当たりの平均乗降客数の推移についてお答えをさせていただきます。まず、令和２年度が10.0人、令和３年度が14.9人、令和４年度が17.4人、令和５年度が19.3人、令和６年度が23.4人、令和７年度が24.7人となっており、年々増加している状況でございます。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 住民の強い要望があって実現したところ、周知すればするほど、これが口コミでも広がり、利用率が高くなっていると。だから、どこを停留所にするか。これ非常に重要なんですよ。だから先ほど言った、買物できる、個人医院も利用できる、そういうことをやってください。これはエビデンスが示していると思いますので、ぜひそういうことを検討していただきたいと思います。

これは９番目の質問になりますけれども、Ｅルート、Ｆルート、これについては予約型乗

合タクシーになってるわけですがけれども、私、過去の会議録、ずっと読んでいったんですけども、最初の計画当初に、要はフルデマンド型タクシーについても少し言及がありました。つまり、予約型乗合タクシーと言ってますけれど、いわゆるデマンドタクシーというふうにも言うんですけども、今のデマンドタクシーは、地域型というか、もう地域を固定して、そして時刻表も固定した、そうしたデマンド型ですね。これは葛城市型というふうな言い方することもできると思うんですけども、しかし、フルデマンド型やったら、今、この近くでは香芝市さんがやっておられて、大変好評なんです。自宅から行きたいところへ行くと。乗り合いですから、それはハードルはあるんですけども、非常によく利用されてて、予算が段々増えて、市長も抑えにかかるというふうなことが新聞でも報道されてましたけれども、非常によく利用されている。

私、地域の方にいろいろ話を聞くと、特に當麻地域の方は、何かミニバスになってるけれども、南にあるようなデマンドタクシーにしてほしいんだというふうに言われて、葛城市の予約型乗合タクシーがデマンドタクシーだと思っているので、當麻地区の人は香芝にも近いから、香芝のようなデマンドタクシーが葛城市でも行われているような何か認識を持っておられた方がおられました。そこで説明もしたんですけども、私は、フルデマンド型のタクシーを、Eルート、Fルート、特に山間部のほう、これは検討する必要があるんじゃないかと。これ予算の問題もありますけれども、例えば高齢者で免許証を返上されて、ご自宅に運転免許を持つ人が誰もいなくなった。そういう方限定でも、一定の条件もつけながら、フルデマンド型を試行的にも、こうした本当に何か予約型乗合タクシーでも非常に難しいところはやってみる必要があるんじゃないかなというふうにも思うんですけども、この点についてのご見解をお願いしたいと思います。

杉本副議長 林本企画部長。

林本企画部長 このE、Fの2ルートにつきましては、令和元年のコミュニティバスの再編に当たり、当時の利用状況や運行に係る委託料の増加が見込まれる中で、先ほどから申し上げてますとおり、最少の経費で最大の効果が上げられるよう検討を重ねた結果、予約型の乗合タクシーの導入を行った経緯がございます。この地区だけでのフルデマンドへの導入につきましては、利用状況や導入に係る経費、また、ランニングコストなどを考慮した上では、費用対効果が見込まれないと考えております。また、運行事業者やドライバーの確保といった問題もございますので、フルデマンドシステムを用いた新たな運行方法については、この地区だけでなく、市全体を考えた中で慎重に検討をしていく必要があると考えております。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 全体でも慎重に考えるというふうなご答弁でしたので、一度、ぜひ、フルデマンド型の在り方についても検討していただけたらと思うんです。どういうやり方がいいのか。タクシーチケットみたいな形がいいのか。いろんなやり方があると思うんです。しかし、買物難民と言われる方々に対していろんな対策を取ってまいりました。生協さんをお願いして移動スーパーを実現したりとか、地域の事業者の方にも、宅配をやったりとか、いろいろと、買物はできるんですけども、高齢者の方がおっしゃるのは、やはりスーパーに買物に行きたいと。

いろんな商品が並んでる。人にも会う。そうしたら生活に潤いが出てくるんだと。それを電話1本で、食べることはできるんだけど、生活が生き生きしたものにならないので、やっぱり出かけたいたいという強い思いがあるんです。そういう思いに応えるような、現状では、この予約型乗合タクシー、非常に実績悪いので、何らかの手だてをやっぱり考えていただきたいと思います。

次に、環状バスについて、時刻表のことでお尋ねします。環状バスについては、実は買物に非常によく利用されている便があります。これは以前にも紹介したことあると思うんですけども、環状線外回り第2便に乗ると、9時50分に尺土北停留所につきます。その向かいにあるスーパーで買物してこの停留所に戻りますと、今度は内回りの環状バスが10時20分に発車するんです。だから30分以内に買物をすると、待ち時間なくまた乗って帰れると。外回り、内回りですから、乗って帰れるということがあって、これは口コミで広がって、非常にこれ利用される方が増えているんです。要は、高齢者の方が買物したい。買物に便利な公共交通にするためには、時刻表の問題があります。買物して2時間も3時間も待てないわけです。座るとこもない。ところが今の時刻表、ほかを見ると、1時間半から2時間ぐらい待たないとあかんというふうな時刻表になって、唯一この便が、本当に皆さん、よく見つけたと思うんですけども、利用されてると。

私は、時刻表をそういうふうに組む。もちろんいろんなことをおっしゃいます。例えば電車との接続時間だとか、いろんなことを考えてやってるんだというふうにおっしゃるんですが、やはり第1の目標を重点とするなら、やっぱり買物に特化した、それを大事にするような時刻表を組む必要があると思うんです。私、そこでお聞きしたいんですけど、現在の時刻表の編成において、どういうことを優先して時刻を設定しているのか、お伺いします。

杉本副議長 林本企画部長。

林本企画部長 時刻表の設定につきましては、全ての要望を満たすことが難しい場合もあることから、何を優先して時刻表を設定すべきかという点につきましては、まず第1に、住民の日常生活を支える基礎的な移動需要を優先すべきであると考えております。具体的には、通学、通勤、通院といった生活に不可欠な移動を支える時間帯を優先し、その上で買物や行政手続、地域内移動などの需要に対応していくことが基本になるものと考えております。特に高齢者や自家用車を利用できない方にとって必要性の高い移動については十分に配慮する必要がございます。加えて、限られた運行資源の中で効果的な運行を行う観点から、利用実態や需要見込みに基づき、利用の多い便や時間帯を優先することも重要でございます。ただし、単純に利用者数のみで判断するのではなく、利用者数が少なくとも、地域生活を支える上で必要性の高い便については、公共性の観点から、一定の維持を検討する必要があると考えております。

このように、時刻表の編成に当たりましては、需要に応じた便の配置、分かりやすさ、乗り継ぎのしやすさ、定時性の確保を工夫すべき点とし、その上で、住民の生活に不可欠な移動需要を優先することが基本であると認識しております。利用実態や地域の声を丁寧に把握しながら、利便性と持続可能性の両立を図った時刻表の設定に努めていくことが重要であると考えております。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 住民の移動に不可欠なものとして公共交通を考えるということでありましたけれど、通学、通勤ですか。こんなん、通勤、通学というのは元気な人ですよ。免許証も持ってる。自転車も乗る。そんな人が蓮花ちゃんバスとかミニバスに乗って、通勤、通学に使ってるとはとても思えない。目標の第1考えてください。こんなんないじゃないですか。こんな、通勤、通学を第一に考えると。住民の移動を大前提、それを支えるんだと。こんなんないのに、何でそんなのが優先順位になるんですか、この計画。私は実態に合っていないと思いますよ。これ、ぜひ、次回の計画では、やはり高齢者の方で運転免許、あるいは自転車に乗れなくなった、そういう高齢者の方の移動手段、これを、だから、買物と通院となってるわけでしょう、第1目標。それをしっかりと押さえて計画をぜひ考えていただきたいと思います。

時間来ましたので飛ばしますけれども、財源内訳だけお聞きします。あと市長にもお言葉をいただきたいとは思いますが、財源内訳がどうなってるのか。令和6年度決算で結構ですので、環状線バス、ミニバス、予約型乗合タクシー、それぞれどうなってるか、お伺いします。

杉本副議長 林本企画部長。

林本企画部長 環状線バス、ミニバス、予約型乗合タクシーの財源内訳については、一般財源となっております。令和6年度決算額では、公共バス運行委託料といたしまして6,936万1,194円、うち環状バス、ミニバスの委託料が6,658万2,054円、予約型乗合タクシーの委託料が277万9,140円となっております。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 令和8年度は最終年度ということですので、議会でも所管の委員会が調査案件にしておりますので、こうしたデータを基に、今後しっかりと議会でも、次期の計画に市民の皆さんの声が反映するように努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に市長、やはりコミュニティバスの運行、更なる改善が必要だと思います。市長のお考えをお伺いさせてください。

杉本副議長 阿古市長。

阿古市長 コミュニティバスの更なる改善につきましては、今年度実施する市民アンケートや利用者アンケートの結果を踏まえて、費用対効果も検証しながら検討したいと考えておるところでございます。議員ご指摘の部分というののもかなりやはり大きいのかなと思います。考えてみますと、コミュニティバスというのは、ミニバスから葛城市はスタートしてるんですけど、当初は施設間移動ということを最優先に考えた組み方をしてたんです。それからコミュニティバス、蓮花ちゃん、けはや号に変わってからは、ある種、一般的な利用を広めていったんですけども、その過程でやはり消化ができてなかった部分等はあるのかなと感じております。

それと公共バスにつきましては、1日の乗車数で比べるとというのは危険なんですけども、ある種、ある一定の人数以上のところは公共という考え方が成立するのかなと。ただ、1日に1人前後ですとか、非常に少ないところは、ひょっとすれば、それは公共バスという形ではなくて、個別案件として政策的に持っていく可能性もあるのかなと思います。コミュニテ

ィバス自身は、多分20年先には残ってないものやと感じております。それはある種、技術革新等が行われて、A I 型の自動車と呼ぶかどうか分かりませんが、そういうようなものが、主体はどこになるか分かりません。個人なのか、それが公共なのか分かりませんが、そういうような形での対応が多分将来的にはされるんだろうと。そこまでに行く過渡期として、税の公平性がありますので、それをどのようにクリアしながら公共バスを変化させていくのかだと私自身は感じておるところでございます。最大限検討を重ねていきたいと思っております。

以上でございます。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 よろしく願いいたします。今年度は計画最終年ということですので、議会にもしっかりとご説明いただきながら、議員の皆さん、それぞれ、市民の方の声を聞いておりますので、ぜひそれを反映させるような計画策定をお願いしたいと思います。

続きまして、市の水道事業経営の現状と見通しということで質問をしてみたいと思います。

まず最初に、グラフ1をお示し願えますでしょうか。細かいので説明はしますが、このグラフは、平成28年度からの決算書に基づいて、各年度の営業収益、つまり水道料金収入が中心ですが、それと営業費用、水道水をつくるためのいろんな費用、営業収支の推移を折れ線グラフで表しております。赤が営業費用です。水色が営業収益です。ですから、あれを見てもらったら分かりますが、ちょっと字が細かいんですが、令和4年から逆転しております、大きく。つまり営業費用のほうが営業収益を大きく上回ると。令和4年、令和5年、令和6年と。下の棒グラフは事業全体の利益、利潤、これは営業外の費用もありますので、営業外収支もありますので、営業赤字を営業外の収益で黒字にして、何とか令和4年は黒字を維持したと。令和5年も黒字を維持しました。ところが令和6年度は更に営業費用が大きく跳ねたために、事業全体では純損失ということになったんです。それが先ほど、私、最初に言いましたが、令和7年、令和8年、更にその赤字幅が膨らんでいるというのが現状であります。

そこで伺いますけれども、そもそも、令和6年度に当期純損失が出たんですけど、その主な原因をどのように捉えておられるのか、お聞きします。

杉本副議長 奥田上下水道部長。

奥田上下水道部長 上下水道部の奥田でございます。よろしくお願いいたします。

令和6年度から当期純損失が出ている理由でございますけれども、主な原因といたしましては、収益の伸び悩みに対しまして、減価償却費等の営業費用、これが増加傾向にあることに加えまして、水不足による県水受水費の増加、また、水道ビジョンの策定業務や新水源開発に伴う、ため池及び地下水調査に係る委託料の増加などが原因と考えられます。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 1つは、県水受水量が増えた。もう一つは、単独経営をやるに当たって、今後の経営戦略も立てなければいけないので、水道ビジョン等策定のための費用がかかっている。また、自己水を確保するための水源開発の費用で大きく上回ったと。これは一時的なものですよね。

水源開発はもうちょっとかかるかもわかりませんが、若干そういうことがあるということでありました。令和4年度に営業費用が大きく増えている。これは先ほどあったように、当時の県営水道からの受水量が増えたということでありましようけれども、どういうふうに増えたかということを確認したいので、前年の令和3年度、このときはまだ大きな営業収支の差はないんですけれども、これについて、令和3年度及び令和4年度の県営水道からの受水量、これについて伺います。まずそれをお聞きます。

杉本副議長 奥田上下水道部長。

奥田上下水道部長 令和3年度の県水受水量でございます。102万5,320立米、県水受水費が1億4,662万760円、令和4年度の県水受水量は159万2,983立米、県水受水費が2億579万7,317円となっております。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 つまり、大きく営業費用が増えた理由の1つですけれども、令和3年度は約102万トン、ところが令和4年では159万トンですから、1.5倍となってるわけですね。これは県営水道の水道水は自己水と比べて非常に高いので、このことが非常に大きな費用の増加となったことが分かります。そこでお伺いします。令和3年及び令和4年で葛城市の自己水量と県営水道の受水量、この割合はどうなってるか、お聞きます。

杉本副議長 奥田上下水道部長。

奥田上下水道部長 令和3年度及び令和4年度の自己水と県水の割合でございます。令和3年度が、自己水77.6%、県水22.4%、令和4年度が、自己水66.5%、県水が33.5%でございます。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 ありがとうございます。これは、なぜ令和4年度、受水量が増えたのでしょうか。

杉本副議長 奥田上下水道部長。

奥田上下水道部長 令和3年度から令和4年度の県水受水量が増加した理由でございますが、減圧弁の故障による濁りや、水源地に発生したプランクトンが原因で発生したカビ臭への対応として管末での排水作業を行い、不足する水量を県水を増量し補ったこと、浄水場内施設故障で自己水の処理能力が低下し、不足分を県水増量で対応したこと、また、一部自己水源の取水方法について、県からの指導により取水方法を見直したため、自己水量が減少し、減少した水量を県水を増量して補ったことなどでございます。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 老朽化が1つ非常に大きな原因にあるということがあると思います。それからカビ臭の問題ですけれども、これは過去、県営水道一体化調査特別委員会のときに、当時の藤井本委員長の発案で大淀町の新しい浄水場を見学に行ったことがあります。そこでも、大淀町がなぜ新しくしたかという、やっぱりカビ臭の問題なんですね。カビ臭、原因は何かと聞きますと、あそこは吉野川から水をとって、何でカビ臭なんかにということなんですが、きれいな水、太陽光が水底まで達するような、そういうところでは、ある特殊な藻が発生して、それがカビ臭を出すと。悪いものではないんだけど、カビ臭がするということで、そのためにここは活性炭を入れて臭いをとるという新しい施設に変えたわけですが、葛城市に

についても、ため池を利用してるということで、ため池の水底に光が届く。きれいな水で光が届いた場合、カビ臭が発生するということもあるので、これも施設の問題かなと私は思うので、今後、こんなに自己水が下がると、後でも言いますけれども、これは本当に単独経営のメリットがどこにあるのかなということになってきますので、将来、水道ビジョン、経営戦略の中でこういうところにも目配りをぜひお願いしたいと思います。

だけど、1つ、やっぱり大きい要因は、県営水道からの受水量が増える。これが決定的だろうと思いますので、ただ、ほかにも、私、原因があるかなと思って、決算書をいろいろ眺めてみて、気になることがあったので、これについて確認のために、グラフ2をお示しいただけますでしょうか。これは、要は原水を取水したり、県水を受水して、受水した量、これが緑色です。つまり、どれだけの材料を仕入れたか。仕入れた材料が緑色。青は配水量です。つまり、商品として提供した量なんです。これは基準値がゼロではないので、差が分かりやすくなるように基準値をゼロにしてませんけれども、材料を仕入れて、つまり緑色、水を仕入れて水道水として提供したのは、だいぶ差が出てきてるんです。

赤い折れ線グラフは何を示してるかという、要は受水した量のうち、どれだけ配水したか。どれだけ原料を仕入れて、どれだけ商品にして売ったかという、その比率を示してるんですが、平成28年は98%、これ非常に高いので、お聞きすると、計器の故障で推計値入れたからこういう異常な値が出たようですけれども、それを除いて、2番目の平成29年度からのものを見ても、ずっと毎年下がり続けています。つまり、仕入れた水が十分商品になる率が低くなってきてる。こんなところにも原因があるんじゃないかなと思って、こんなんつくったんですけれども、これ、なぜこういうことが起きてるのか。また、その原因等、理由、お聞きしたいと思います。

杉本副議長 奥田上下水道部長。

奥田上下水道部長 取水量の算出につきましては、各ため池から浄水場へ取水した水量と、県水の受水量とを合計した水量としておりますが、浄水処理過程において、排泥作業の工程であったりとか、水質のモニタリングのために、どうしても一定の排水が生じるため、配水量と取水量においての差が生じてしまいます。取水量を100%とした場合の配水量との割合ですが、平成29年度から令和6年度までの最大値としましては94.67%、最小は88.64%、平均は91.32%となっており、現在の浄水施設の運用では、おおよそ10%程度の差は生じるものと考えております。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 これについては改善はされてるんでしょうか。そこら辺、令和7年、8年ぐらいのことら辺ではどんな見込みなのか、お聞きします。

杉本副議長 奥田上下水道部長。

奥田上下水道部長 浄水処理過程におきまして、どうしても一定量の捨て水が生じますが、過去におきまして、ため池の水質が悪化し、浄水場内に取水したもののカビ臭が発生するおそれがあったことから、浄水工程には使用せず、場内ドレンにおいて排水処分した経緯もございます。貴重な自己水源を有効に使用できるよう、水源地の水質監視を強化するとともに、水質悪化

が疑われる場合は、早急な薬剤散布を実施してまいります。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 対策ですね。ぜひそれはお願い、大きな赤字の原因ではないのかなと。一番大きな赤字の原因は、やっぱり県営水道の受水が大きくなってることかなというふうに考えます。

では、葛城市において、どの程度の自己水だったら単独経営のメリットになるのかということを考えたいと思うんです。グラフ3をお示してください。これは奈良県広域水道企業団設立準備会が葛城市に示した個表なんです、上の赤いほうが、企業団が提供する供給単価、これがグラフとして上のほうに挙がってますが、下の黒いほうでだんだん上がってるのは、これが設立準備会のほうが葛城市のものをシミュレーションしたもので、当初は水道料金の供給単価を大きく葛城市は下回っていますけれども、これが年々上がって、あるところから葛城市が高くなっていくというふうなシミュレーション、この個表を葛城市に最終的に示されたものです。これは、先ほど言いました、県域水道一体化調査特別委員会に示されたものなんですけれども、このときに、初期条件があります。施設改良費は5億円にする。それから、料金値上げ、これ、5年ごとに上がってますけれども、総括原価方式による料金決定を行う。そして県の様々な条件はほかにもありますけれども、それ以外に、自己水割合と県水の割合を何ぼと定めて計算してるんです。この個表については、大体令和27年度で逆転するというふうなめどのものでございますけれども、このときの初期条件として、自己水、県水の割合はどういうふうに設定されてますでしょうか。

杉本副議長 奥田上下水道部長。

奥田上下水道部長 令和4年10月時点での市町村個表において、県が葛城市の経営シミュレーションにおいて示した割合ですが、自己水が65%、県水が35%の割合でございました。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 つまり、自己水が65%、県水35%だと、令和27年度ぐらいに逆転をしていくと。30年間もたないんですよね、料金のメリットが。これは、実は、そのときの県域水道一体化調査特別委員会の中でも、当時の水道課のほうから、供給単価の推移で自己水がどの程度だとどういうふうな上がり方をしていくか。それが統一した県の水道料金でどうなるかという比較表を、私、今、手元に持ってますけど、これは回収資料でしたのでオープンにはされてはおりませんけれども、だけど同じです、やっぱり。令和27年ぐらいに30%から35%だったら、それぐらいになってくるということなんです、これが50%ぐらい県水、半分が県水になると、とてもそこまでもたないと、令和27年度までもたないということになりますので、ところが先ほどお話を聞くと、自己水の割合が、令和4年度、33.5%まで上がったということで、県水の割合が33.5%になったということで、自己水割合が非常に今低くなってきております。

そこでお聞きしたいんですが、自己水割合が、例えば令和6年度、これ、大きな赤字になってました。もうグラフはあれですけども、令和6年度において、取水量に占める割合が、自己水がどれぐらいになってて、それをどれぐらいに想定をしたら赤字が免れたのか。それはどんなものなのかということをお聞きします。

杉本副議長 奥田上下水道部長。

奥田上下水道部長 令和6年度、これの自己水割合でございますが、65.5%、県水割合が34.5%でございました。これにつきまして、どうすればということでございますけれども、仮にこの赤字の要因、これが県水受水以外にも要因はございますけれども、仮にこの赤字部分全てを自己水で賄えたらと考えますと、自己水の割合が70%であれば黒字になる計算となります。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 大体30%未満だと黒字になるということなので、これが1つの、私、目標になるのかなというふうに思います。それ以下だったら余計いいんですけれども。じゃあ、お聞きしますけど、過去、葛城市におきましては、自己水割合、平均してどういうものだったのか。一定の期間をとって、どうなってるか、教えてください。

杉本副議長 奥田上下水道部長。

奥田上下水道部長 過去の自己水の取水実績から、安定して確保できる自己水量としましては、およそ375万立米と考えております。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 割合はどんなものかということ、分かりませんか。

杉本副議長 いけますか。

谷原議員 あまり細かいのは、じゃあ、置いておきましょう。時間も来てますので、すいません。置いておきますね。

先ほど言ったように、30%ぐらいを下回るということが一番大事だと思うんですけれども、そのためには自己水を確保するということが非常に重要だろうと思うんです。質問を幾つか飛ばしますけれども、自己水確保についての今後の見通し、これについてどうなってるか、お聞きします。

杉本副議長 奥田上下水道部長。

奥田上下水道部長 自己水確保のための新水源の調査でございますけれども、これ、令和7年度に行っております。水源の種別としましては、ため池と深井戸の両面で調査を実施し、その結果、利用なため池について管理されている大字の方と、今後の水源として利用させていただけますよう調整を進めておるところでございます。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 水源開発をやっているということなので、ぜひ自己水を確保するということでやっていただきたいと思います。私は、一方で、県営水道の動きもしっかりと把握しておく必要があると思います。というのは、今、奈良県広域企業団になってますので、その動きもちゃんと把握してないと、30%にしても35%にしても、高い企業団の水を買うということになるので、企業団が値上げをすれば、当然それが経費として跳ね上がってくるということになりますので、その動向をしっかり把握しておく必要があると思うんですけれども、これについては把握されているのでしょうか。

杉本副議長 奥田上下水道部長。

奥田上下水道部長 企業団の動向につきましては、新聞報道や企業団ホームページなどで動向を確認しており、また、企業団の議会への傍聴については、4月以降に開催されました議会の傍聴

はしておりませんが、議事の内容によりましては、傍聴したいと考えております。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 ぜひ傍聴もお願いしたいと思います。今、企業団で問題になってるのは、企業団も当初の見込みと大きく食い違ってきてると。特に補助金をもらうからということで強引な事業統合をやったわけです。当初は、経営統合で緩やかに市町村間の違いをならして、30年間ぐらいかけて事業統合しようというのが、いきなり事業統合で統一料金となりましたから、非常に矛盾があって、その理由の1つが、多額の補助金がもらえるということが大きな理由だったんですが、それが実は雲行きが怪しいとも出たりして、赤字になるので値上げの動きということが議論が出てきておるようです。このことも葛城市に跳ね返ってまいりますので、企業団との先ほどの差、これがどれだけ維持できるのかということにも関わってきますので、ぜひ、傍聴も含めて、しっかりと対応していただきたいと思います。

最後に、市長がこれはやっぱり単独経営を選択されたわけです。この中では、やっぱり水道水というのは暮らしに非常に大きな影響を与えます。葛城市は長く優良な経営を続けてきて、地元の農業者の方の協力も得て、安く自己水源を手に入れて、これは地域の経済回ってるわけですから、また、地勢も非常に他市と比べて、単独経営するのに非常に有利な地勢であります。ところが、奈良市は100%自己水で確保できるダムがある。10%お付き合いで買ってるけれどもということですが、ため池利用ということで、渇水期になると農業者の方の優先ということもあって、非常に困難なことが出てくると思います。そういう困難な時期になっているわけですが、市長の責任として単独経営を選択されました。市民の暮らしを守るという観点から、今後、水道事業経営をどう考えておられるのか。これについて伺います。

杉本副議長 阿古市長。

阿古市長 どうもありがとうございます。私どもが令和4年12月議会において、企業団の加入を見送って単独経営を決定をさせていただいたという報告をさせていただいたところでございます。その間、葛城市自身は水道料金は上げておりません。本来でしたら、もう8年たっておりますので、一定の物価高騰分等は加味するべきだったのかもわかりませんが、長い意味での経営戦略が出てくるまでというのは、ある種、見込みでおいて上げるということではなくて、計画的な数値を持ってこれからの水道料金をどうするのかという議論をいたしたいと思って、そのような形をとっております。

この一、二年の極端な赤字といいますのは、多くはやはり気象変動によるところが多いというのは事実でございます。ですので、気象変動につきまして、県が5月まで7%の給水制限かかりました。そうしますと、給水制限かけて、県水100%ですと、例えば7%全てが、その給水制限がかかります。でも、それはある程度の自己水で確保してます。その影響というのは緩和されるという考え方を持っております。ですので、気候変動に対しましてどのような対応できるのかということになれば、ある種、対応する幅が広いのかなというような認識は持っているところでございます。そういう意味を含めまして、市民の皆さん方に安心して安全な水を供給するというのが、水道の一番の求めるものでございますので、それに沿った

事業計画をつくっていきたいと思っております。

議員ご指摘のとおり、何が一番大きいかというと、自己水割合です。自己水としての割合をいかに高めていくのかということがこれからの大きな課題になっております。ですので、その部分につきまして、もうしばらくしたら出てまいりますので、その数字をもって判断をしていきたいなと感じておるところでございます。

いろんな検討の中で葛城市は独自の水道事業を求めました。葛城市自身は、どこの自治体もそうなんですけども、本来は地方自治体が独自に水道事業を永遠にやるという前提の下に組み上げてまいりました。それが1つの選択肢として広域化という選択肢があったわけなんですけども、比較した場合には、かなり葛城市は自己水もありますので有利であるというのは、これはもう企業団のほうも認識しておりましたので、ある種、その辺はセグメント会計という特殊な会計をいただいた中での検討にはなったわけなんですけども、それにも、なおかつ、葛城市は努力をすればそれに勝る事業をできるであろうという判断の下に独自の判断をさせていただいたわけでございます。その判断が間違いのないように履行されることに頑張りたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 ありがとうございます。地域の農業者の協力、これなくして自己水源の開発もないと思いますので、引き続き、最後のお言葉にあるように、葛城市の水道事業が今後とも市民に役立つ水道になるように、ぜひよろしくお願いします。

以上です。

杉本副議長 谷原一安議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開時刻は14時40分からとさせていただきます。

休 憩 午後2時23分

再 開 午後2時40分

増田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

最後に、13番、藤井本浩議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

13番、藤井本浩議員。

藤井本議員 2日間の一般質問も今日で終わりです。最終バッターとなりました。今回3問、時間との争いもしながら、60分を予定しております。

1問目が、今、全国的にも言われてる、方言が危機にあると、方言がなくなっちゃうんじゃないかという問題もございます。葛城市の方言について議論を進めたい。質問を進めさせていただきます。

2番目ですけども、皆様方、ご存じのように、葛城市の葛という字、これが2つの字があると、どちらでもいいということですけども、これについての今の現状と、例えば問題点があるのかどうか。この辺を探ってまいります。

3番目ですけども、3つ目は、昨年6月、同じ時期にも質問いたしました。葛城市の教育大綱、これについて質問をさせていただきます。

以降は質問席より行います。

増田議長 藤井本浩議員。

藤井本議員 それでは、3 問ございます。一番最初、私なりの時間配分というものを決めておりますので、先に申し上げて、ご協力をいただきたいというふうに感じております。1 番目の方言については約30分間を取らせていただきたいと思います。2 番目の葛城市の葛という字、この字について15分、残りの15分を葛城市教育大綱というような、ざっくりとした時間配分を持っておりますので、よろしくお願いします。

葛城市の方言についてというところから入ります。方言といいましても、日本の言葉でございます。まず、私の思ってる日本語というものを述べながら、また、方言の中にも、関西弁というんですか。これも方言でございます。そして、この地域だけ、葛城市と御所、高田、こういう地域だけ使っている、本当の地域的な言葉、これも方言でございます。今回、ご答弁をもらうのは、3 つ目の、葛城市を中心でいいのか、我々が本当のこの地域の方言ということに質問はさせてもらうわけですが、やはり日本語であり、関西弁でございますので、ちょっと遠回りな形から話を進めてまいります。

先ほど30分と言いましたが、私が、日本語、また関西弁、そういったことに対する認識、気持ちというものを約10分間、議論をしていると時間がたちますので、10分間、私のほうでお話をさせてもらって、その後、葛城市が使っている、20分ぐらいかけて、葛城市の方言というところに入りたいと思いますので、その辺をよろしくお願いいたします。

私自身、学生時代、国語ということについてはあんまり勉強しなかったな。今になって勉強して、今思ってるのは、本当に日本語というのはすばらしい言葉やなというふうに感じております。1 万年続いたという縄文時代からこの日本語というのが使われてまいりました。それを大和言葉というふうな形に置き換えたりしますけども、古くからこの言葉というのは使われてきました。でも、字はないけども言葉があるという時代でございました。そういうとき、じゃあ、どうやって字というのを伝えていくか。それは、今でも言葉使いますけども、語り部という方がおられて、そういう方らが言葉を伝えていく。記録するものが、字がないわけですから。語り部によって言葉を伝えてこられた。そういった中で、地域、地域によって方言ができたのじゃないのかなと、そんなことも思いながら、日本語のすばらしさ、私が第一に思うのが、1 音で言葉となるということです。例えば、体に使うところが多いです。手とか、毛とか、目とか、胃とか、体に1 音で使う。これは世界を見ても1 音で言葉となるというのは少ないであろうと思います。そういったすばらしい日本語というのは、超昔の時代、大和言葉の時代に、よくよく、日本の我々の先人たちが考えられたものであると思います。

自然界を見てみますと、ほとんどが2 音でできています。山、川、雲、雨、池、花、草、いろいろあろうかと思います。2 音以外の自然のものを表す、ないことはないでしょうけども、すぐには浮かんでこない。こういったすばらしい日本語というものが字のない時代に話されていた。そこへ我々も、今の私たちがたどり着くことができる。ほぼほぼ同じような言葉を使ってたというのが、先ほども大和言葉と言いましたが、これは、こんな国という

のは珍しいわけで、やはり言葉というものは大事な、続けていかなあかなという考えを持ちながら、歴史を踏まえて進んでまいりたいというふうに思います。

この頃、数を数えるのに、ひい、ふう、みい、よお、これも大和言葉の1つでございます。それが今、我々も、小さい子どもさんなんかを中心に、1つ、2つ、3つ、算用数字というのが明治時代に入ってきましたけども、やっぱり3つは「みつつ」ですね。「さんつ」とは言わない。6なんかは「むつつ」と言う。「ろくつ」とは言わない。これは昔のそういった言語というものを引き継いで我々が生活を行っているという、こういう認識を持って、言葉の大切さというのをこれからやっぱり分かっていかなければならないのかなというふうに思います。

今申し上げたように、縄文時代、神武天皇の時代もそうですけども、記録するものがない。1世紀から5世紀の間に漢字というものが入ってきたと歴史のほうでは言われてるわけです。1世紀はちょっと入ってきた。大体日本全国に漢字が浸透するのに、約400年代、5世紀までかかって、日本というものが漢字というものを得たということです。私、その当時の日本人というのは非常にすばらしかったなというふうに思います。本来、漢字が入ってくると漢語になって言葉も変わるんですけども、漢字をいわゆる発音記号に使った。発音記号を使って、それが音読みという、今でいう音読みですね。日本の大和言葉、これも残したい。それを入ってきた漢字で使ったのが訓読み。だから、日本の漢字には音読みと訓読みがある。日本の大和言葉という古い言葉も残しながら、発音としても使ったというのが1世紀から5世紀の間、5世紀の間にはそれが完成してたということでございます。

こういったところというのは、何かしら、この年になってから思うのですけども、非常に感謝せなあかなと。小学校時代は、音読みと訓読みがあって、何で2つの読み方があるねんと。もう面倒くさいなと思ってたけども、今となって大反省をしておるところでございます。

どの時代かという、葛城市に置き換えると、飯豊天皇が約10か月間、執務したと言われます。これが5世紀の後半と、このように言われてるので、この頃に大体漢字というものが入ってきて、それが発音記号と置き換えられて、そして大和言葉として使ってたという時代であろうかと思います。

次に進んでいくと、飛鳥時代、奈良時代というものを迎えます。これは後で関係するから、遠回しな言い方して申し訳ないけども、7世紀、8世紀、飛鳥時代、奈良時代、この辺というのは、非常に漢字がもうできてきて、先ほど申し上げたように、できてきて、言葉を残せる時代になったと。しかし、それは残すので、今と一緒にですね。何かおかしいものが出回る。世の中というものは間違いというものが流れていくので、これを正さなければならないというふうな時代であったであろう。いわゆる世直しの時代というのは、この辺であったのかなと私自身は考えております。

歴史の勉強もしなかったけども、言葉だけは覚えている。聖徳太子も、これも7世紀。大化の改新、これも年号でいうたら、これしか覚えてないかなというぐらい、大化の改新ですよ。でも、大化の改新、大化という年号があって、今、明治、大正、昭和、平成、令和、

ずっと元号は続いているわけですね。大化というのが第1号です。こういった今の日本の基盤というのをつくってこられた。そのときに、後から関係するので、これも付け加えて言いますけども、やはり日本というものをきちっと後の世に残しておかなければならない。字もできた。言葉もできた。紙もそのときできていたということで、時の天武天皇が、681年、古事記というものに着手するようにという命令を出されて、そして太安万侶がこれを編集したと。約20年後に日本書紀というものを、またここでちゃんと残さなあかんということで日本書紀というものが出来上がりました。編集されました。でも、歴史の話をしますけども、葛城市では中将姫の話はよくありますけども、これは8世紀の後半になるので、古事記とか日本書紀には出てこない。なぜ出てこないかという、それ以降であるということですね。

そういった中で時代というものが進んできたわけです。この頃になると、濁点とか、点々、あれは何というんですかな。半濁点というのかな。丸、こういった字も出てきたわけです。私は、日本語のすばらしさという中で、は行、はひふへほというのは、非常に見ると面白いと思います。点々もつくし、丸もつく。濁点もあるし、半濁点というんですか。点々も丸も両方いける。いわゆる二刀流ができるのは、は行でございます。ははは、ひひひ、ふふふ、笑いの言葉と言われる、は行がそういったところで使われるようになったという、私なりの日本語に対する思いというものを先に述べさせていただきました。

しかし、近世になって、やはり日本語というのは難しいということで、漢字の廃止論、いわゆる郵便の父と言われる前島さん等は、漢字を廃止しようと、平仮名でいこうとか、また、作家の志賀直哉は、フランス語でいこうと。やはり日本語というのは難しいということで廃止論を出された、考えを示された方もおられるけど、日本人自身はやっぱ日本語を守っていきたいというところで守ってきたのが日本語である。そんな思いを持ちながら、これから質問に入らせていただきたいというふうに思います。

まず、ここで話しするというのは、先ほど申し上げたように、日本語の中でのいわゆる関西弁、関西弁の中での方言ということですけども、大きな意味で、方言ができた時期、今、私なりの思いというものを話しさせていただきましたけども、方言のできた時期、これをどのように認識されてるのでしょうか。分かる範囲でお示しをください。

増田議長 林本企画部長。

林本企画部長 葛城市の方言ということで、そちらができた時期や原因ということなんですが、葛城市の方言は、大和言葉と河内弁の両方の流れをくんでおり、特定の時期に生まれたものではなく、地域独自の歴史や山々に囲まれた地理的要因によって、長い時間をかけて醸成されたものと推測されます。

増田議長 藤井本議員。

藤井本議員 私は冒頭に長い時間をかけて方言というものはできましたというふうに認識していることを確認をさせていただきました。私もそのとおりだろうと思います。ほとんど、本を読んでみますと、江戸時代にできているというものが多いわけですけども、やはりもっと前の時代にもできてたんじゃないかなと。

若干ですけども、二、三分、大阪弁すばらしいなと思うところ、私、大阪弁、関西弁を述べたいと思います。私は、関西弁というのはなくならないと思ってます。例えば、駄目やということは「あかん」と言う。「あかん」なんていうのはほとんどの方使うし、これは将来にわたってもこれを使われるやろうな、このように思っております。

関西弁の私がいいなと思うのは、言葉のやり取りだけでなく、私は情緒のやり取りもあるというふうに認識をしているところでございます。アバウトなところもございまして、これが関西弁のいいところだと思います。どないでっか。いや、そこそこですか。いや、ぼちぼちですわ。そうですか。そこそこもぼちぼちも訳分らない。そういったところやけども、そこに、文だけでは通じないですけど、顔を見ながら、いや、ぼちぼちでんねんと、そこそこでんねんと、顔を見ながらそこに感情を乗せるという、すばらしい方言のよさというものがあります。

また、この関西弁、曖昧な言葉というものでリラックスさせるというものもでございます。例えば、これ、せいてせかへんねん。せいてせかへんってどういう意味やねん。仕事の中で言われるとつらい。わやくちゃやな、とか、このすかたんめ、こういった関西弁というものがございます。私は、こういったものは、大阪、ここで生まれた者のDNAとして含有されてて、これは、私はあまり心配せんでもまあまあ残っていくのではないかなと思います。

しかし、問題は、葛城市自身が狭い地域で使っている言葉、これについては非常に不安視をしている。そんな中で質問をさせていただきます。葛城市だけじゃないと思いますけども、ここで使われている地域的な言葉での方言、例えば、かなりあると思いますけども、皆さんがよくご存じであろうかと思うものをお示してください。

増田議長 林本企画部長。

林本企画部長 葛城市の方言を調査された方がおられまして、その方の方言集が市のホームページにも掲載されております。その中から一部を紹介させていただきます。「鍵をおとす」は「鍵をかける」、「はまくろ」は車の車輪です。「しなや」は「してはいけない」、「かまひん」は「関与せず」、「こまいもん」は野菜類、「せんじまい」は「何もせずに終わる」、「やあらひん」や、「やいしゃひん」は「留守や」など、それぞれ表す方言となっております。

増田議長 藤井本議員。

藤井本議員 今、5つ、6つ、例を出されましたけども、鍵をかけるのを「鍵をおとす」と言いますよね。車輪のこと、車のみならず、自転車にしろ、一輪車にしろ、車輪のことを「はまくろ」と言います。でも、これ、理事者の方と一般質問の打合せをしてるときも、若い人、もうこれ通じないんですよ。「はまくろって何ですか」と、「聞いたことないですよ」と、こう言わはるねんね。私はそういうところに懸念を持っています。今、普通に言ってる、例えば「はまくろがはまったから助けてください」と言われても、それが通じない若い人がいてる。ここを私は、特に災害とか何かあったときというのは、これは問題にせなあかんなというふうに、言葉が通じないという、先ほど冒頭に申し上げた、何のために言ったか。縄文時代の人の言葉は、我々は分かるけども、これからの人が分からないというところに来ています。そういった中で、ちょっと飛ばし過ぎか分からないですけども、この方言、先ほど申し上げ

てるように、若い人はあまり使わない。消滅する可能性というものを私は危惧するわけですが、理事者としてのお考え、お示してください。

増田議長 林本企画部長。

林本企画部長 専門的な見解ではございませんが、やはり若い世代になるほど方言の意味が分からないという声が聞かれます。ただし、方言は生活語としての根強さがあり、家族間や近隣との親密なコミュニケーションにおいては方言特有の言い回しが用いられ続けることから、完全に消滅する可能性は極めて低いと推測されます。一方で、環境的な要因、例えばメディアの影響や人口移動と社会の流動化によりまして、変化や衰退する可能性はございます。

増田議長 藤井本議員。

藤井本議員 消滅する可能性は低いけども、人口、葛城市は、流入、入ってこられる方が多いし、社会の流動化により衰退する可能性もございまして。低いやろうけども、その可能性は否定しないという言葉でございました。何遍も言いますが、私、言葉が通じないというほど情けないもんはないと思いますよ。そういうときはきっと来ると思います。

次に、質問に入っていきます。じゃあ、教育はどうやってんのというところに入ります。学校で教育、学校ではどのように教えてんの、方言について。答弁を求めます。

増田議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 教育部の勝眞でございます。よろしくお願いいたします。

学校教育における方言の学習につきましては、学習指導要領に基づき、国語科における指導で進めております。小学校では、第5学年で方言と共通語に関する単元を設けております。ここでは、方言と共通語の違いやそれぞれの役割、場面に応じた使い分けについて学んでおります。単に言葉の違いを知識として知るだけでなく、大和弁をはじめとする地域の方言が持つ独特の温かみや、世代間のコミュニケーションを豊かにする側面に気づくことができるよう指導をしているところでございます。

中学校におきましては、第1学年で方言と共通語に関する言語文化と国語の特質に関する事項を設けております。ここでは方言と共通語の果たす役割について理解し、言葉が持つ価値に気づくとともに、進んで読書をし、我が国の言語文化を大切にして、思いや考えを伝え合おうとする活動を行っております。

学校教育におきましては、子どもたちが共通語を正しく使いこなす力を身につけるとともに、本市の豊かな歴史や文化の象徴である方言を大切に、郷土への誇りと愛着を持つことができるよう、教育活動を推進してまいりたいと考えております。

増田議長 藤井本議員。

藤井本議員 ありがとうございます。お願いしたいような、本当に答弁をいただきました。学習指導要領でも、今、小学校高学年と中学校で方言ということについての、使いなさいよじゃない、方言というものを認識しなさいよということを教えてるということですね。私は、教育の場でもそうなってるということをややはり我々大人も感じながら、まちづくりの1つとして私はやっていかなあかんというふうに思っております。

今、学校現場の話を書きました。国の動向について調べていただいております。国はどの

ように指導しているのか、お答えください。

増田議長 林本企画部長。

林本企画部長 調べましたところ、現在の国の動向は、方言は未来へ伝えるべき地域の文化資本であるという認識にあるようでございます。具体的には、国立国語研究所が長年にわたり、全国各地の方言調査を実施し、国のアーカイブとして蓄積され、次世代がいつでも参照できる仕組みづくりを進めているようでございます。

増田議長 藤井本議員。

藤井本議員 ありがとうございます。学校現場でも、国でも、今、方言を見直そうというものがございいます。いつとき、明治以降、標準語というのを定めて、できるだけ標準語を話さないよというような時期があったようでございます。しかし、今現在、こういうふうな、学校でも、国のほうでも、変わってまいりました。

話は変わるんですけども、時間ちょうど30分でいけそうなので、私は、阿古市長のいいところ、いいところ、いっぱいあるんですけど、方言、この辺の言葉をよくお使いになられます。「やったいす」とか「きゃいてん」とか。だから、市長に今日はこれ言うたろうと思うねんけど、その言葉を使わはると、やっぱり方言も使われる地元の人やねんな。心に余裕ができると言うてええのか。今までから立派やと思いながら、言いたいときも、やっぱりもう今日は言わんところ、とかいう、何か温かくするという、この辺の言葉、私はある。この中で言うたら、一番、阿古市長が使わはんのちゃいます。議会とかでは使われないけど、普段お話をしてるときに、「きゃいてん」とかいうて言うたはる、あれなんか聞くと、私、ほんまに人間としてうれしくなります。そのような阿古市長自ら率先して使われてるということ、立派やと私は思ってるわけですけども、方言、国の動向、また教育のこともご説明いただきました。葛城市としてどうすべきだろうということ、阿古市長、どのようにお考えか。その辺、大事なところでございますので、お考えをお話してください。

増田議長 阿古市長。

阿古市長 どうもありがとうございます。部長が言うてた言葉全て使うなと思って聞いてたものから、小さいときは、それ方言やと知らずに使ってたんで、ほぼ標準語やと思って使ってたんで、その癖がついてます。これ、市としてどうする問題というのは、そうではないのかなと思って聞いてたんですけど、例えば、今おっしゃるように、葛城市、いろんなところから人集まってきていただけてますよね。そうすると、その人、その人にとっては、葛城市以外がふるさとであって、方言をお持ちであるということなんですね。そしてその方言に対する思いというのは、心の部分が非常に多いように感じてます。心情的な部分があります。ですから、それを行政のサイドでどうしようというのではなくて、人を大切にするという感覚の中での意味なのかなと思って聞いておりました。

言葉というのはその人の人格も表しますんで、どの言葉を使われるのかは、その人にお任せするのが一番いいのかなと思っております。例えば、方言を大切にしようという形の中で、標語の中で、標識の中で方言を使いましょうなんていう形には多分ならないのかなと思って聞いておりました。

以上でございます。

増田議長 藤井本議員。

藤井本議員 私も、方言を使いなさいということは一度も言ってるわけと違くて、阿古市長は使われるからね。でも、方言が理解できる、言葉が通じないというこの怖さ、ここをどのように考えていくかということが、やっぱり教育でも言うてるわけですね。国のほうでもそうやっているということです。阿古市長が今、言葉に出されたけども、ここは考え方をできれば、せっかく方言を使われる市長なんですから、標準語という言葉がございまして。我々が育ってきたと言うてのええのか、今までは標準語と言った。これが標準語やでと。あんたら使ってるのは標準語でない言葉やでと、こういう世代なんです、我々はね。今は標準語と言わない。共通語という。共通語は知っておきましょう。共通語に地方の言葉というものがあって、それを方言という。だから共通語を知って、地域の言葉、これも大切にいきましょうという時代の流れがあるので、標準語というご認識、ここらをまた再度ご検討いただけたらなというふうに思います。

全国的に各市町村の中で取組をやっているところがございます。多くやっているのは、方言のラジオ体操、大阪弁のラジオ体操とかようやっています。「はい、足を上げまひょう」とか、「しっかり飛びまひょう」とかいう、そういったラジオ体操やっているところもあるし、三重県の伊勢市とか鳥羽市、ここでは方言でかるたをつくって、方言かるたというのを子どもたちに教えるために、先ほど教育のところ、学校でも教えてる。かるたをもって、方言を使ったかるたで教えていく。それを使えというんじゃないけども、知ってもらおうという意味合いで教えてる。でも、方言のかるたをつくって、私も電話で、鳥羽市の社会福祉協議会とおっしゃったけども、それを担当されてる、熱心にやられてる方と話をしましたけども、子どものためにつくったんやけども、高齢者がそれを好まれて、子どもは勉強しようということ、でかるたをつくったんやけども、お年寄りなんかは、昔、自分らが子どものときに使った言葉がここにあるということで、それを使って、かるたでお年寄りが、年配の方が遊ばれると、昔を、子どもの頃を思い出して元気にならりますねん。これ、よろしいよというふうなことを言われてました。

いろんな方法の取組というのはあります。使いなさいよというような、何か決して言うてない。もう通じないということのないようにしなければならないというのは、そこは、今回、単発でばんと言ってしまったけども、せっかく阿古市長、ご自身で使われるねんから、自分の言葉が通じない、こんな情けないことないし、保健福祉部長もおられるんで、高齢者のためにも、私は方言という、答弁もらわないから大丈夫ですけども、そういったいろんな各地方でも取組をやられてますので、ぜひ、教育の現場、国の動向に沿って、これから皆さんが見直していただくというところ辺を、やっぱり文化ですから、方言というのは、何らかの文化があってこの方言ができたわけです。ここを本当にご理解いただいて、方言については、ちょうど30分になりましたので、次の質問のほうに入らせていただきたいというふうに思います。

我々、葛城市、昨年度、市制誕生20周年で、今年は21年目となります。葛城市の葛とい

う字、これが、申し訳ないです。事務局、映してくれますか。1と2、片仮名でヒと書く葛と、中に人と書く2の葛と、この2つが存在をしております。この2つ、まずもって、存在する理由をお示してください。

増田議長 林本企画部長。

林本企画部長 今回の答弁におきまして、混同を避けるために、「かつ」の字を、葛（ひとかつ）、先ほどの2番でしたかね。と葛（ひかつ）、1番でしたかね。それと区別して答弁をさせていただきますので、あらかじめご了承くださいと思います。

まず、葛（ひとかつ）と葛（ひかつ）の2種類存在する理由につきましては、伝統的な字形で正字とされる葛（ひとかつ）に対して、葛（ひかつ）は主に手書きで使われていた形ですが、どちらの字体も歴史的にはかなり古くから使われておりまして、どちらも同じ字で同じ意味を表し、別の字であるとか、また誤字であるとかということではございません。

ちなみに、第21期国語審議会の表外字印刷標準字体表試案では、葛（ひかつ）は中国起源の正字である葛（ひとかつ）の略字として扱われております。また、平成22年に公布されました改定常用漢字表で葛（ひとかつ）が常用漢字に追加されたことにより、国内の活字表記といたしましては、葛（ひとかつ）が定着しております。

増田議長 藤井本議員。

藤井本議員 最後に皆さんも聞かれたと思いますけども、今は2番のほうが常用漢字として、こっちを常用漢字として、平成22年とおっしゃったかな。これが常用漢字に入ったということで、葛城市が本来登録してるというのか、正式な葛城市の「かつ」というのは葛（ひかつ）やから1番で、常用漢字にはない字を使ってるという認識でいいですよ。違ったら言うてくださいね。これで進めてまいります。

では、「かつ」というこの字がつく自治体、全国にあらうかと思います。そこの自治体の状況、今、両方あると。そやけど、常用漢字は2に平成22年になったでというところまで分りました。ほかの自治体の状況を教えてください。

増田議長 林本企画部長。

林本企画部長 確認をさせていただきましたところ、福島県双葉郡葛尾村、岩手県岩手郡葛巻町、東京都葛飾区の3自治体を確認しました。「かつ」の字につきましては、全て葛（ひとかつ）を使用されております。

増田議長 藤井本議員。

藤井本議員 ちなみにですけど、北葛城郡の「かつ」と葛城山の「かつ」はどうなってますか。

増田議長 林本企画部長。

林本企画部長 葛（ひとかつ）を使用されてると考えております。

増田議長 藤井本議員。

藤井本議員 今聞く限り、葛（ひかつ）を使ってるのは葛城市だけですよね。ほか、北葛城郡も葛（ひとかつ）やし、東京でお名前、皆知っている葛飾区の「かつ」も葛（ひとかつ）やということですよ。

それでは、なぜこうなってしまったかというのはもうちょっと後にするとして、市民の方、

2つの「かつ」があるということですけども、これ、葛城市としては両方使っていいですよということで、ホームページでも掲載をされてるわけですけど、市民の方、手書きするなどのときは、申請とかで、どちらをよく使われるんでしょうか。

増田議長 林本企画部長。

林本企画部長 市役所の新庄庁舎の窓口課において、申請書などについてのサンプリング調査を行ったところ、およそ8割の方が葛（ひかつ）を使用されておりました。

増田議長 藤井本議員。

藤井本議員 葛城市民は葛（ひかつ）をやっぱり、葛城市の「かつ」は葛（ひかつ）ですから、なのか、いや、それともほかに理由があるのか分からないけども、葛城市は葛（ひかつ）をよく使われるということでございます。じゃあ、パソコン等で印字される。これの使いやすいのはどちらなんんでしょうか。

増田議長 林本企画部長。

林本企画部長 現在、パソコンのOSに標準で登載されております字形は葛（ひとかつ）でございますので、一般的にはそちらを使用されてる方が多いと考えられます。

増田議長 藤井本議員。

藤井本議員 だから、今、葛（ひかつ）というのはなかなか出てこないんですよ。葛（ひとかつ）、さっきから言うてる、葛飾区にしろ、北葛城郡にしろ、葛城山でも使ってる葛（ひとかつ）、こっちのほうがパソコンでも使いやすいということは分かりました。実際使ったらそうですね。私も使ったら、出し方あるんでしょうけども、普通に軽く打った場合、そっちが出てまいります。教育現場の、教育はどうしてんねんというところ、まず教えるほう、この字をどのように教えてるのか、まずお聞きします。

増田議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 葛という漢字は、中学校の第3学年で習う常用漢字となっています。教科書に掲載されている常用漢字表には葛（ひとかつ）で表記されているため、葛（ひとかつ）を教えます。ただし、本市では、葛城市の「かつ」は葛（ひかつ）を使用することから、異字体として葛（ひかつ）も教えております。

増田議長 藤井本議員。

藤井本議員 教育現場の中で、常用漢字であるから、やっぱり葛（ひとかつ）を教える。しかし、葛城市では葛（ひかつ）を使うので葛（ひかつ）も教えるということでした。じゃあ、テストのとき、私の藤井本の藤を使った葛藤とか、試験に出たとしたら、それはどうなんでしょう。どちらを使ってもいいのか。いや、これは丸なのか、ペケなのか。教育現場での正しい、間違い、その辺をきちっと教えてください。

増田議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 教育現場の試験等における漢字の採点につきましては、異字体、「かつ」の場合では、葛（ひとかつ）、葛（ひかつ）のいずれの漢字も正解として扱います。これは文化庁が平成28年に示した常用漢字表の字体・字形に関する指針において、手書き文字と印刷文字の形が異なっている、基本的にはどちらも間違いではない。骨組みが同じであれば、細部の違い

で不正解にしてはならないという方針に基づき対応をしております。

増田議長 藤井本議員。

藤井本議員 今、やっぱり2つあるということは、何らかの問題というか、困るとか、迷う、悩む、あると思うんですね。そういった中で、教育現場とか、いろんな仕事の中でとか、問題というものが、2つあるという問題点、こういうのはないんでしょうか。問題は発生してないんでしょうか。

増田議長 林本企画部長。

林本企画部長 問題というか、不便であるかどうかということのご答弁になるかと思いますが、本市及び県、国などの官公署では、葛（ひとかつ）と葛（ひかつ）の字の違いを理由に申請や届出を不受理とすることはございません。また、民間の機関や事業者等の皆様にも同様の取扱いをお願いしておりますので、市民の方から、手続などでは不便は生じていないと考えております。しかしながら、先ほども申しましたとおり、パソコンでの使用は葛（ひとかつ）が多いため、葛（ひかつ）を使用する場合はご不便をかける場合があると推測されます。

増田議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 学校におきましては、教科書に掲載されている常用漢字表を踏まえて指導をしております。基本的には葛（ひとかつ）で指導していますが、異字体の葛（ひかつ）と書いても誤りではございませんので、不便という点では生じておりません。

増田議長 藤井本議員。

藤井本議員 それでは、名前をつけるとき、常用漢字は葛（ひとかつ）なわけですね。葛（ひかつ）で、これを名前に使う。葛に星で葛星とか、名前に使う。これは葛（ひかつ）でも葛（ひとかつ）でもいいのでしょうか。というのは答えられないですか。ごめんなさいね。これは私も打合せに言わなかったもので、言ってないので、打合せにないことは答えられないですか。答えられないですね。正式には後日で結構です。これ言うの忘れてたなと思って。

私は調べました。国と、そういう法律等で。葛本さんの葛という字ですね。部長のね。名字はいいんですね。名前は、常用漢字じゃないから市役所は受付しないということであります。これを質問に出そうと思ってたんですけど、私も忘れてたんですけども、そういうふうに回答を得てます。だから、全く問題がないというより、この字を使ってる、そのことにやっぱり認識というものは高めていかないと私は駄目やというふうに思います。

それでは、問題なのか、戸惑いということはきっとあると思いますので、これができたとき、合併時、昨年が市制20周年ですから、二十二、三年前、このときに合併協議会があって、いろんなことを話し合われたと思います。このときにこれを決められたという認識でおりますけども、そのときの決め方であったり、流れがこうなったから葛（ひかつ）になったんだというところを、分かる範囲でお示してください。

増田議長 林本企画部長。

林本企画部長 平成16年10月の合併に向けて、平成15年に合併協議の中で何度も協議を重ねていただき、新市の名前には最終的に葛（ひかつ）の字を採用することが決まりました。その理由といたしましては、当時は普及しておりましたパソコンのOS、そちらで葛（ひかつ）の

字形が使用されており、利便性を考慮したものと聞いております。しかしながら、その翌年の平成16年2月20日にJ I S漢字コード表の改正がなされ、新しいJ I Sコード対応OSを搭載したパソコンでは葛（ひとかつ）の字形に置き換わりましたが、合併協議会において決定していただいた葛（ひかつ）を採用した経緯がございます。

増田議長 藤井本議員。

藤井本議員 そうなんですよ。葛城市というのは、私は町議会のときからおりますから、あれですけど、当初、平成16年の3月に合併するといってて、そこから延びて、それで16年10月に合併したわけですよ。そのときの合併のとき、ここには阿古市長と私しかいないと思いますけども、こういったことも含めて賛成をして、合併ができたというところでございます。このとき、市の名前を考えると、住民投票等までいかなかったですけども、合併の市の名前を決めるアンケートというものが行われました。そのときのアンケートのときに、あのときは白鳳市と葛城市と、2つか3つやったと、私、もう二十数年前のことで、でもアンケートはございました。この字に決まったと。そのときのパソコン等に出てくるのは葛（ひかつ）やったわけですよ。皆はそれに投票したので、その字でいったと。

ところが、今あったように、16年の10月合併なんですけども、これが不幸なのか幸いなのか、幸いではないね。16年10月の合併やけど、16年の2月にJ I Sのほうで変わって、合併協議のほうが決まったのにもかかわらず、16年2月が変わって、葛（ひとかつ）というものが、こっちを使いますよとなったわけです。その後、平成22年に常用漢字に入ってしまったというところで、いろんなところというのが非常に、これは市が悪いとか、そんなんじゃないです。もう少し、先ほど私は方言の話を一番初めにしましたけども、やっぱり、これ自身、文化庁で審議会をされている。審議会の中の国語分科会というところで審議をされてますけども、戦後、当時は当用漢字といいました。当用漢字1,850字というものが、いろんな、たくさん漢字がありましたけども、それに入れられた。そういうのが1,850字に縮められた。しかし、「かつ」という字はそこに入らなかったわけで、宙ぶらりんという、表現分からないけども、いろんなことが定められなかった、2つを使えるようになったと。パソコンのほうでは葛（ひかつ）を使うようになって、J I S規格に左右されてしまったわけですよ。

葛城市としては、アンケートもやりながら決めて、決めたけども、決めた途端に、今度、字のほうがまた葛（ひとかつ）に変わった。また、そして常用漢字になったというところでございます。これはこれで、もう今、私は、もっと葛城市民がこういう、この字を使っているのは葛城市だけやねんと、オンリーやねんというぐらいの、不便性とかいうのと違って、この字は葛城市のためにあるような字なんで、ここはこれで、ホームページには、両方使っていていいですよ。そんな弱気なものではなく、強く言ってもらわないと、国語の学会の中ではこの字というのは、議論というのは意外と有名なわけで、また皆さん、勉強というか、見ていただいたらええと思うけども、自信を持ってやっていただいて、この葛という字、もう少し、市民の間でも、新しく来られる方でも、やっぱり新しく来られたら、これは常用漢字と違いますやんと言う人はきっと出てくると思います。でも、それというものをきちっ

と説明できるように、もう一度ここをやっていただきたいというふうに思います。

市民生活部長、戸籍のほう、また確認しておいてください。名字はいけるんですね。名前は駄目やと。こういう、またややこしいこの字を使ってるねんから、これは自信持ていきたいと思います。

それでは、時間、ほぼほぼ、いい感じで進んでまいりましたので、次に、葛城市の教育大綱についてに入らせていただきます。

これは、正直言いまして、去年のちょうど6月議会、教育大綱というのは、安倍総理のときに教育基本法が変わりました。2006年ですよね。それ以降、地方自治体に合わせた教育大綱というのを努力義務にしろよということで教育基本法が変わりました。そこから約10年してから、教育大綱というものを、努力義務やったやつを必ずつくりなさいよという義務になりました。葛城市は、第1期教育大綱、5年間、そして第2期も終わりました。去年の今頃、6月議会で質問したとき、何と薄っぺらい教育大綱なんですかと。中身、薄いからええとか悪いとかじゃないけども、1期と2期とが全く変わっていないというものでございました。そのときに質問して、次、令和8年度から使う教育大綱について、椿本教育長から心強い、力強いお言葉をいただいていたというのを思い出しながら質問に入らせていただきます。

まず、葛城市として、教育大綱の位置づけというものをまずお示してください。

増田議長 林本企画部長。

林本企画部長 葛城市教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき策定されるものでございます。市の教育行政における最も上位の基本計画として位置づけられております。平成27年に法改正が行われ、教育行政の責任体制を明確化し、市長の関与を強める目的で策定が義務づけられ、策定主体は市長となります。さらに、大綱を策定するに当たり、市長と教育委員会が協議する場として総合教育会議の設置につきましても同時に義務化されました。

増田議長 藤井本議員。

藤井本議員 ありがとうございます。そういうことで去年の6月も同じように答弁をいただいて、そして期限が来て、令和8年の3月に新しく第3期の教育大綱というものをつくっていただきました。中身について全部読むということについては、時間もございませんけども、私としては、立派につくっていただいたなというふうに思っているところでございます。その前の、今、3期です。1期、2期ときて、今回3期目になります。5年、5年ときて、今回4年になるのかな。これからは4年でいくと。主な変更点について教えてください。

増田議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 第3期教育大綱策定においての変更点につきましては、まず、実施期間を5年間から4年間に変更し、予測困難な社会状況の変化に柔軟に対応できるようにいたしました。また同様に、4年間で策定されている奈良県教育振興大綱との整合性も図りやすくいたしました。また、第2期までの基本方針を廃止し、施策の柱である3つの基本方針に目標を包含させることで一体的な構造へと見直しを行いました。さらに、第2期における6つの分野別テーマは、学校や地域といった場所と、文化や人権といった分野が混在し、教育の全体像が見えに

くい側面がありました。そこで第3期では、子どもたちの成長を核とした学びの基礎、育ちの根、学びの循環という包括的な3つの柱に統合し、生涯にわたる学びのサイクルを意識した構造へと転換をいたしました。これにより、全ての施策が人づくりという1つの目標に向かって有機的に連動するよう明確にしております。

増田議長 藤井本議員。

藤井本議員 最後に述べられた、人づくり、これはもう1期も2期も変わってないですね。そこへ行くまでのところがより詳しくなったという、詳しく明記をされてるという認識であるわけでございます。今、変更点というものをお示しをいただきました。先ほど申し上げたように、教育大綱、今まで教育の分野というのは、我々議会とか、市長もなかなか入れなかった。しかし、教育というのは、教育要綱を国で定めて、それに基づいてやってたと。しかし、地域によって、やっぱり特性、その歴史、文化、いろんなものが違う中で、同じことを申し上げてますけども、努力義務として教育大綱をつくりなさいよ。でも10年したら、これはもう義務ですよということになったわけです。だから、葛城市の独自性というものがやっぱりなかったら、何のためにやってるのか。皆一緒やったら、やらんほうがましで、独自性、ここをどういうふうに重きに置かれて独自性というのを発揮されているか、教えてください。

増田議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 本市の教育大綱の独自性というところについてお答えをさせていただきます。

大きく3つの独自性を盛り込んでおります。第1に、豊かな歴史文化の継承を教育の柱に据えた点でございます。當麻寺や相撲のルーツなど、本市の歴史文化遺産を持つ強みを生かしまして、学校、地域が一体となって、子どもたちの郷土愛とアイデンティティを育む方針を明確に打ち出しております。

第2に、全ての世代のウェルビーイング向上を目指す点でございます。学校教育の枠を超え、市民一人一人が生涯を通して学び、スポーツを楽しみ、生きがいを実感できる学びの循環を重視しております。

第3に、本市の総合計画と緊密に連動させた点でございます。市政全体の上位計画と整合性を図ることで、人づくりが、住みたい、子育てしたいまちづくりに直結するという総合的な連携体制を確立しています。

以上でございます。

増田議長 藤井本議員。

藤井本議員 ありがとうございます。それでは、もう時間もこうなっておりますので、今、教育部長のほうから、葛城市の独自性、これが求められるから教育大綱があると私は認識してるわけですけども、今、ウェルビーイング等の話、また、歴史文化の話もございました。この教育大綱が変わったということで、やっぱり未来に向かってこれから変える部分というのもあるかと思います。新しくなった教育大綱により、教育現場においてはどのように変わったのかというのを、教育長のほうから、こんな形で行くんやとか、こういう施策を持ってるねんとか、いろいろあるかと思いますので、教育長のほうから、せっかく私は褒めたい教育大綱になってると思いますので、どのように変わるか、考えをお示してください。

増田議長 椿本教育長。

椿本教育長 私には、教育大綱の改定により、教育現場においてどのように変わるかについてでございます。

このたび、第3期教育大綱の改定を受けまして、幼稚園、学校教育の具体的指針となります葛城市学校教育の基本方針、これにつきましても、新たに改定をいたしました。今後、各学校等におきましては、新たな方針の下、誰もが自分らしく輝き、ウェルビーイングを実現できる学校、園づくりを目指して、本市教育の在り方を大きく転換してまいりたいと考えております。

学校現場における最大の変化というものにつきましては、教職員の姿勢を子ども主語へとパラダイムシフトさせる点、また、幼児期からの非認知能力の育成、そして不登校支援の重層化により、失敗を恐れず挑戦でき、あしたも行きたいと思える環境を整える、安心の居場所づくりでございます。また、ふるさと教育の推進も1つの柱としております。相撲甚句や記紀万葉、葛城市郷土読本デジタルブックなどの活用を通じまして、郷土への深い誇りと自ら未来を創造する力を養いたいと思っております。

さらに、これらを支える経営基盤として校務DXと働き方改革を断行し、教職員が生き生きと輝く組織をつくりたい。そして新しく改定いたしました基本方針の下、子どもたちと教職員のウェルビーイングを誠実かつ着実に実現してまいりたいと思っております。教育大綱の改定によりまして、直ちに教育現場に大きな変化が表れるものではございませんけれども、新しい教育大綱の目指す方向性に基づいて、教育現場の取組を着実に積み重ねることで、子どもたちの成長という形で成果が現れるものと考えております。

以上でございます。

増田議長 藤井本議員。

藤井本議員 最後に目指すところを、人づくりというところ辺りに行き着くのに、我々も勉強しなければなりませんけれども、今、ウェルビーイングの向上を目指すという、新しい、今まであまり聞かなかった言葉というのが出てまいりました。中身を読みますと、私は去年の6月に、歴史というものをしっかりと盛り込んでほしい。これは阿古市長も歴史のことについては賛同を得たということで、今回、今もありましたけども、記紀万葉というお話もございました。文言として、古事記、日本書紀という言葉も出てまいったところでございます。

私が一番最初に、日本の歴史のような、方言のところで日本書紀、古事記の話もさせていただき、これが今となって生きるんじゃないかというのが、今、日本の中でも、またSNS等で、いろんなところで歴史を振り返らなアカンということが言われているところでございます。6月に言った、イギリスの歴史学者トレンディーという方、この方がおっしゃったのは、いろんな国というものが、いろんな世界を見ると、戦争などで滅びる国もあると。一番その中で多いのが、歴史というものを教えないからだということを言っておられるわけでございます。これを何も信じてるんじゃないですけども、国史というものを教えずに100年たつと、その国というものは滅びますよということまでおっしゃってます。信じるわけじゃないけど、何かその方向に向いてるなと。何か危機感というものが、ここ最近、私だけじゃ

ないです。日本国民の中で上がってるように思っております。

せっかくの教育大綱、葛城市のみならず、日本のためにも、子どもたちというものを、人づくり、しっかりとやっていただいて、教育大綱、また、議員のみならず市民の方も、これも一緒になってこれから取り組んでいくということで、まちづくりの柱としていただきたいと思います。

全国の各市町村を見ると、地方自治法、あれ何条でしたっけ。議会のほうの議決を必要にしているということも、教育大綱増えてまいりました。奈良県ではあまりないようですけども、やはり葛城市では、これも提案しましたけども、昨日出たように、総合計画、これは葛城市の議会の議決が要るのと同じ、教育大綱にも議決が必要やというのをつけてるところも出てこようかと思います。まだ葛城市、立派にやっていただいているので、私はそういうことをまだ提案しようとは思いませんけども、それだけ、市民という、また全国的にそういうことを、大切さというものを注目されておりますので、教育現場のほうで、また市との関係のほうで教育に力を入れていただくということをお願いして、今回3つを一般質問させていただきました。

私の頭の中では、この3つというのは関連性があるというふうに考えております。やはり歴史というものを中心に、方言も言いました。漢字ということについても申し上げました。そして教育大綱、今申し上げて、私も、全てを言えなかったけども、伝えていけたということに喜びを感じ、一般質問を終わります。ありがとうございました。

増田議長 藤井本浩議員の発言を終結いたします。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は6月26日午前10時から再開いたしますので、午前9時30分にご参集賜りますようお願いを申し上げます。

なお、18日から24日までの間、各常任委員会、予算特別委員会、物資集積拠点に関する調査特別委員会、當麻複合施設及びその周辺整備に関する特別委員会、議会改革特別委員会がそれぞれ開催されますので、よろしく願いを申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後3時41分